

神社
祭式原理
全

10
223



始



大日本禮典學會編纂

神社 祭式原理

東京 法文館書店藏版

神社 祭式原理並に應用目次



緒論	一頁
第壹章 神明	六頁
第壹節 神明の實在	六頁
第貳節 神招作法の原理	九頁
第貳章 神座及び座席	三頁
第壹節 神座及び座位の原理	一三頁
第貳節 所定座に版位の原則	一五頁
第參章 禮原	一八頁
第壹節 揖拜と禮の原理	一八頁
第貳節 座作進退の原理	二一頁

大正 7 2 7 内交

第參節 正中動作の原理……………二四頁

第四章 神饌幣帛……………二六頁

第壹節 神饌の本義……………二六頁

第貳節 幣帛の根原……………二九頁

第參節 御告文、祝詞……………三一頁

第壹項 御告文の口傳……………三一頁

第貳項 祝詞の原理……………三二頁

第參項 祝詞の口傳……………三四頁

第五章 朝儀禮典……………三五頁

第壹節 拜禮の根本義(四方拜)……………三五頁

第貳節 晴御膳……………三六頁

第參節 祈年班幣……………三七頁

第四節 賢所と三種の神寶……………三八頁

第五節 荷前の奉幣……………三九頁



第六節 新穀新布の供進……………四〇頁

第七節 荷前の調和と初穂……………四一頁

第八節 洗米の由來……………四二頁

第九節 神饌と御幣……………四三頁

第一〇節 神嘗祭御祭典……………四四頁

第一一節 紀元節御祭典……………四五頁

第一二節 天長節御祭典……………四六頁

第一三節 神武天皇祭……………四七頁

第一四節 御神樂……………四七頁

第一五節 皇靈祭と御正辰と御式年祭……………四九頁

第一六節 節折(管拔)と大祓の儀……………四九頁

第一七節 有職故實の學問……………五二頁

第六章 古傳口傳……………五四頁

第壹節 亂聲……………五四頁

第貳節 解除と修祓……………四五頁

第參節 太占と龜卜と神鬮……………五五頁

第四節 神社の湯立と神代以來の探湯……………五六頁

第五節 直會の祕事……………五七頁

第六節 御箸の祕事……………五八頁

第七節 空 蓋……………五九頁

第八節 拍手の祕傳と御鈴の儀……………五九頁

第九節 起拜の口傳……………六〇頁

第一〇節 後取の口傳……………六一頁

第一一節 帙に着座の口傳……………六二頁

第一二節 袴捌きの口傳……………六三頁

第一三節 幄舎の口傳……………六四頁

第一四節 諸家譜代相傳の業目……………六五頁

第一五節 同上表……………六五頁

第七章 齋主と齋部……………七六頁

第壹節 道理を遵守すべき原則……………六七頁

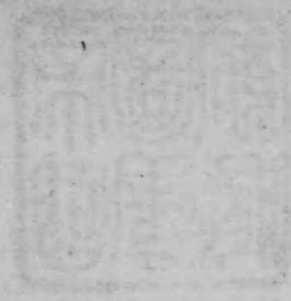
第八章 神祭と禮典學……………七〇頁

第壹節 諸祭式研究法……………七〇頁

第九章 禮典研究資料……………七三頁

結 論……………七八頁

以上



神道社 祭式原理並に應用

大日本禮典學會編纂



緒論

現代の日本人は、所謂文明の潮流に乗じて、世界の生存競争場裡へ突進しつゝ、
 ゐるのである。是に於て世の多くの人は斯く思ふであらう、「文明なるものは、
 唯だ我が方に因つて斯の如く世の中を開拓しつゝゐるのである」と！また「文
 明は、唯だ一つに科學の力によるものである」とかやうに思考する輩が多い。
 成程人間の力や、科學の威力は、此の世の中を文明に進む一つの要素には違
 ひないが、さりとて眞の文明は決してかゝる單純なものではなく、猶其の他に
 種々の要素が集り、其等の力を總合して始めて文明を現出せしむるのである。
 是は一國の文明を形成したる各要素を研究する場合に於て直ちに察知せらるゝ
 事柄である。然れば東西文運の先驅者たる歐洲文明も、遠く希臘羅馬の文明を

緒論

土臺として、それに後人の工夫を加へ幾多の人の腦力を注がれ、漸次に現今の文明てふ果實を結んだもので、獨り我國の文明のみが飛び放れて發つたものといふことは出来ない。のみならず、我國の文明が遠く古代の宗教や道徳や其の他種々なる思想の感化を受け夫れ等を根幹として、時代的勢力を附加せられたことは否定することの出来ない。即ち我國の文明は先づ第一に古代思想の偉大なる感化を基礎とし、其の思想を結晶したる宗教、若くは道徳が歴史的に國人の精神内に沁み込みやがて一大勢力を爲し、其の潜勢力が社會文明の一大要素となつて今日の文化を形成するに至つたことは争ふべからざる事柄である。併乍ら日本の文明は單に精神的に發達したる許りてなく古今の歴史に徴しても、其の時代相應に物質文明も輝きつゝ來つて交も國民生活を完からしめたものである。さすれば、現今の文明的な生活は一面に於て精神的の文明あると共に、他面において物質的の文明の勢力を有したりと云ふも強ち不道理の談てはあるまい。それ實に然り！然れども唯現代の物質文明のみを見て、直ちに其の本幹たる古代思想の感化あることを忘れ、時代推移の潮勢や本來の文明的基礎を度外視す

ることゝなつては無妄の甚しきものと云はなければならぬ。要するに是等の時代思想といひ、物質的勢力といひ、皆悉く古代の文明に根據を持てるものとすれば、我國の文明が先づ以て時代思想の感化に缺つ所の大なりしことを信ぜねばなるまい。惟ふに我國の文明は先づ惟神の教に始まり惟神の教は政禮に始まり、政禮の道は神々の御掟に基し、其等の思想信念は時世の感化となり、時世の感化は歴代の教化となつて遂に神祇政禮を爲し、神祇祭禮をも形作るに至つたのである。吾人は茲に神祇の祭禮なるものに就いて、文明の過程と進化發達の度を見ると、そこに動かし難い道理のあることを發見される。殊に皇國文明の諸要素中最も偉大なる道徳の感化に想到すると、我が惟神の教は至高至重の位置を占めてゐる。又宗教上の信念に於ても同様であり。政治法律の上にも著しきものがあり。其の他物質上においても異常の勢を示してゐる。今是等の文明的要素中から、特に禮教に關するものを取り出て、講述を試みやうと思ふ。抑も本邦に行はるゝ禮教では古來神祭の禮を以て第一として居る。隨つて此の祭禮の中核を其の進化の道程に應じ其の典則とする所を究め進んで禮の決果を

も見ようとおもふのである。然し乍らそれは主として實質の上のこととて、此の禮には一面に形式上の有様をも研究せねばならぬ。

熟々禮教の歴史を顧みるに、從來は種々の形式に據つて社會の秩序を維持し、人文の發達を助長してをる。中にも道德的要素を表現せる神社諸祭式の如きは普通禮法の標準を爲し我國の政治と相伴ひて、所謂政禮相助け、相補ひつゝ國家の文運を促進し來り、國體の擁護の中堅となつて人文の發達を督勵したものである。直く正しき國民の情性や理想信仰は大概之に依つて發現されたにも拘はず中世以降は大に陋弊を生じ、後世に至つては殆んど其の餘弊に耐えざる状態を呈したが、其の本幹骨髓に於ては確かに人情の美を發露し、國民を感奮せしめ、多々益々潤達なる天地に其の精華を競はしめて居ることは吾人の最も注意すべき所である。是等の美風特長を中心として、其の周圍に燦然たりし、物質的文明、譬へば美術工藝實業農耕經濟の勢力、創造製作物の力、それ等は皆固有の道德乃至宗教を起點中心として群星の中に集り従ふが如くであつた。然れば我が古代思想の本領とする所は決して消極的や守成的や若くは侵略的で

なく、眞に平らげく安らげく誠に美しい平和主義であり、生々發展追進向上の進歩主義であり、殊に皇室中心主義であつた。それが悉く道德にも、宗教にも更らに此等の精神を結晶したる神祭禮の上にまで發露せられ表現せられて、國民上下の品性を養ひ來つてをる。それ故我國の神祭禮を仔細に觀察するときは、如何なる形式にも皆悉く禮儀の本幹たる恭敬の誠の意味があり人情道德の眞義を含んで居る。中古以降此の方面の研究は、一系統を成して發表せられてゐるけれども、國家一般の禮教上には尙未だ充分に文明的の要素として認められてゐない。而かも近代の世界的文明は、唯だ單に物質上の要素や物質的の力のみを以て主要のものとして爲し其の最も尊重すべき精神的の諸要素を等閑視する傾向がある。近頃「進化と人生」といふ生物學者の著書に「彼の赤い袍を着て幣帛を神社に捧ぐる官人は、それで社會の道德が進むとおもふは間違である」といふやうな事を記してゐる。之は要するに我國の禮教上一大缺陷のあることを證據立つるものである。同時に現今の科學的研究が片輪の學問であることを證明するものとおもはれる。憊る缺陷多き時代に於ては、須らく、先づ神社祭禮の

教育に重きを置き、我が禮典の原理や禮法の根本義を研究して、是等の國民を指導し、此等の一般に對して精神的感化を與へ眞純にして質實なりし古代の理想信仰を探究せしめ、之を以て社會文化の花實の上に、如何なる滋營的努力を積み來つてをるかを得せしむることは斯道先識者の任務である。こゝに本會は、此等に關する數多の材料を蒐集して此の種の研究に資すべく順次に講述の歩武を進めんとするのである。之れやがて本論の起る所以である。

第壹章 神明

第一節 神明の實在

神明は「かみ」と申し奉る、上とは凡ての人の上にあつて、下民を治め給ふ所の高く尊き功德のある御方を申す語である。朝野に於て天皇の御上を「上」と申し奉るのは、皇祖皇宗の偉大なる功德を受継ぎ給ひ、祖宗の御遺業を補翼あらせられて、國土を守り、國民を治め給ふ御稜威を稱へ奉つた此の故に畏き勅命を蒙り、皇謨を輔佐し、天業を翼讚して、此の國家を守り、我が皇室を安泰なら

しめ奉つた功勞ある人々も、亦かみの功德を受け持てる人々なれば、やがて「かみ」とは申すのである。然れば單に靈妙不可なる者をのみ神と思ひ信ずるのは、外國學にかぶれ外教にのみ惑へる人の考ふること、我國本來の「かみ」とは異つたものである。宗教學上で謂ふ所の神は、人の心に靈妙不可なる者を考へ、之を畏敬するのあまり、遂に佛耶の像刻を工藝美のために作られたものやうに觀ずるのは非常の相違がある。支那の易學にも神明の文字があつて古來我國でも之を假用しては居るが、彼の國の所謂神明とも趣きを異にするは明かである。大抵現今の學者は人の理想や信仰の語を以て、神の御上を解釋するけれども、それは我惟神なる「かみく」の全部に對する道理ではなく、單に其の半面を物語つたものに過ぎない。抑も世界の宗教は、いづれの國の如何なるものにも、原始的に其の由來を究め、更に後人の改削を加へて形成し時世と共に發達し來るは、勿論のこと。既に我國においても、早く太古に發生し發達しつゝ、後世に至つて卑近なる信仰の的と成つたもので、信仰そのものは人々の自由であるけれども次第に宗教かぶれの弊風を生じたから遂に憲法を以

て、「安寧秩序を害せざる限り」の制限を置かれ信仰の自由を保障せられた次第である。されば人類としては、各自の自由に其の神を作り、之を本尊として信仰するは、人情の止みがたき道理である。然し乍ら日本國民として、然も神國に生れ、此の國土を守り、此の民を安じ、上は神聖なる皇室を守護し、下は忠良なる臣民の幸福を増進すべく努力するかぎりは何れも皆皇祖皇宗の宏謨を翼賛し、其の功德を「かみ」とし讃稱して生死不二の大威靈は、常に心裡に實現し、忠愛の道德を實踐し、天壤無窮の神勅を奉載して、國土の安泰人民の太平を祝福し奉るが人道の至極である。そこで神明は實在し幽明自在の功德を顯はし給ふのである。

されば神祭禮典上の真理奈何と云へば、先づ第一に人道極致の惟神なる神々に起源し、是を本元として、招神の式を行ひ神祭を營む所以である。次に神々の神座を設け、其の座席を形成し幣饌を捧げ祭禮を行ひ、報恩感謝の誠を竭す道が成り立つ次第である。即ち其の本元は一理にして、末葉は萬枝に分れ、微に入り細を極むるけれども之を拾收すれば又元の一理に歸する、かくして全國民

の生活上に、現矩とし準繩として遵奉し來つたのである。神祭の司職や禮典學を講ずるものは先づ深く思をこゝに致し、本末内外の道を明かにして始めて其本體を會得し而る後之を後進に指示せらるべきものと慮らなければならぬ。

第二節 招神作法の原理

神明の招請作法は上代から神秘的の傳授となつてゐる、上代は人の心が正直であり潔白であつた。それで當時の神々は元より臣下のものに至る迄皆能く此の神秘なる作法を心得て、清き齋庭に、念ずる神々を招ぎ奉り令座奉りし事は正史の明記する處である。然るに後世となりて人心次第にさかしく成りゆくまゝに、是等の貴き作法は唯だ神の道に關する家々にのみ傳はり、之を學び習ふためには特殊の修行を積みたる後に始めて傳授せらるゝのであつた。併し乍ら斯の如き時世に於ても所謂至誠天地を貫く程の人にあつては自由に念ずる神々を思ふ處に招き奉り請ひ奉りたる例は尠くなかつた。世は降りて神代を離るゝいよゝ遠く成るに従ひ、更に神の道を修め、其の行ひを神習ひ尙且つ誠の道

を心得我國最高の徳を修めたものでなくては眞に神祇を招禱し奉る事が出来ぬやうになつた。去りながら各神道傳來の家に就いて、其の作法の秘事を知得したる者は既に最高の道徳を修め得たものと思はれるけれども、中には當面の似非の修道者も出来て世を偽りし例も亦少くはないのである。

要するに神明招禱の作法は、智識や學問のみで出来る業ではない、其の人々が意識されたる最も尊い情緒最も崇高なる信念の修養と練磨と高調とによりて出来得るものである。人々の情緒は其の境涯に依つて種々に發動するものであるが動もすると拙劣なる方面に趁せ易く眞醇にして至善に止まることは古來難しと云つてをる。なれども我神道においては、此の至高の道徳を手取り早く修得する作法が則ち神招きの業で、其の人々の作業中に忽然として、感應せられ翻然として自得せらるゝやうになつてゐる。

此の神人感應の境に到るのが極めて六ヶ敷い處で、現今は學問智識才能を専とするから恁る崇高なる徳光を發つに至るものは僅かに曉星の閃めく位に過ぎぬ。かゝる時世に立つて所謂理智に偏し學問才藝のみに通ぜる神職社會の人々が神

招きの業と修行に格別に骨の折れるのは尤のことである。併し幸にも諸家の傳授は此の缺陷を補ふに十分である。其の時間に於て神代と今とは遠く距つて居るけれども其の空間に於ては殆んど間髪を容れざる有様で心鏡常に曇りなき神人一致の妙境に處しては容易に神々を招禱し奉らるゝが故に、神道の功徳には昔も今も其の光りを發つ上に異りはない。それに現時の新智識と新才藝とを加へて最も高き神道の輝きを身に受け得たる人々は如何に樂しきことであらう、孔子の教も佛教も基督教も要するに此の至誠を神明に通ぜしめんとするに外ならぬ。

幸に世の爲政者にして此の道を體得すれば黄白にも權能にも動されるものでない。軍人にして此の道を體得すれば水火をも辭せずして勇烈神を感ぜしめ、實業家之を體得すれば其の富力は萬代に動くものでない。宗教家にして是を體得すれば天地神明と交通し容易に交感することが出来て救世濟度の業を遂行せられ、學者之を體得すれば其の事業は神意に合し神旨と同一になられるのである。殊に神々と人々との中取り持てる神官職にして斯道を成就し得んか國家の道徳

社會舞倫の標準となつて滋々たる教化を四方に普からしむることが出來やう。然らば我が神代以來の神事の秘傳たる神招きの作法は如何にといふに、諸家の諸識の傳授に於て各々其の形成を異にしてゐるけれども。要するに儀式に祝詞を誦し、或は神言を唱ふることは一致してゐる。神招きは其の場所を清淨にして其の器を清潔にし、其の作法を美しうし、秘傳の神言！祝詞の奏上！彈琴唱歌等皆至誠の道に叶ひ神人相一致する際に念ずる神々が忽然として降りたまふのである。

備考 神言は秘事口傳中の極秘に屬し俗間に傳稱するが如きものでない。例へば普通に唱ふる「このところにかみおろませとまをす」とか、「あさくらや云々」と申して招神することは既に知れ渡つたこといふもふ。筆にてうまく書き示されぬ口傳の尊きを述ぶるも偏に道を重ずるがためてまして他意なきことを諒せられよ。

第二章 神座及び座席

第一節 神座及び座席の原理

神社における祭祀上の座席はそれが唯單に上下といふ位の問題ではなく。實に神祭上重要な事柄である。我日本民族の思想上より觀察すると、此の座席の位置は、宗教、道徳上に、社會文明の要素を成してゐる。それ故本章においては此の座席が果して如何なる位置を占め、如何なる民族思想を成して、社會文明の要素となつて居るかを簡明に述べることにする。大體「座」といふ語の起りは神の御座則ち神位を意味するもので、神の位は最尊最貴なる御地位の表示である。従つて神の座なる尊語を形成するに至つた。神は信仰の標的として敬虔敬拜の中心に立たれ、社會の階級や國家の秩序を表示し、神聖にして不可侵なる御上の座即ち高御座の尊語を生じ、此の座も亦神位に因つて敬神し思想の擴充されたものである。我が民族に於ける家々の神床も神座として最高の座席なるを示してをるは勿論、其の家々における神聖不可侵のものである。然し神社

の神座なるものと家々の神床とは、そこに二様の別がある、則ち一は神祇の祭祀より一は家族の統一上より現はれたものであることを注意せねばならぬ。彼の神社祭祀上、正中座、左右側座、左右面座、横座奥座垣下座などいふは常に神座に左右せられ支配せらるゝもので、例へば大社造の神座が奥の高間にありとすれば其の正中線は前面に向つて進み、次に神座から見ると其の左へ折れ！更に又左へと折れて、其の方向は遂に大扉の中央に眞直に……参詣道にまで進んでゆく、此の場合の神座は格別として、此の神座について第一位の座は何所かといふとその拜殿たると幄舎たるとを問はず、必ず左側先頭である。左側にあつて正中線に面してをるのである。其の次は右側の先頭！これも亦右側に居て正中線に面してをる。かゝる例はたゞ單に神社ばかりでなく、家々に設くる神床を中心とする座席においても同一である。それは男は左座にあり女は右座にあるといふ如き又客は奥座に主人は横座に坐する如きである。これに次第して各人が順座を爲すが如きは皆座居を表し示した民族思想の表現に外ならぬ。かゝる居座（即ち位置）の思想が宗教上の信仰となり、道徳上の表準となり、社

會文化の要素となり、開國以來連綿として國光を宇内に輝かしつゝあるので、吾國民の常務の坐にあつても、座頭座長賣買の座など稱へて社會の地位を示し日常の生活上に秩序正しく整然たる階級を爲して國家の文運を促進して來たのである。以上の理由に徴しても居座の思想と其の語義の如何に尊重すべく如何に重要なるかは明らかであらう。ことに全國の神社における居座の大切にして案すべからざることは申す迄もないが、日本民族が神祇を中心として一般の社會を指導して祖先を尊重して忠孝に敬神の道を宣布したることを察せらる。此の敬神の道は所謂無形の座と有形の座とを並立して彝倫の序を成せるものと思はるゝ。實に然り我神社の居座は既に形而以上に其の尊嚴を保ち國民の道徳上深く意識せられて禮典の上に表現し、報本反始の誠敬を捧ぐる位置となつてゐる。かくて吾人は更に研究の歩武を進めて此の座席に伴ふ行事作法の理論に移ることゝしよう。

第二節 所定座と版位の原則

神事の場合に於ける祓所は假令臨時に設けられたにもせよ、或は常設のものにもせよ、其の祓を行ふ際の受祓者の座は各自が任務の異なるに従つて其の所定の座を異にするは勿論であるが或る場合は便宜上此の座を變えることもある。併しながらこゝには又相當の理由がなくてはならぬ。元より神座は神聖不可侵のものであつて如何なる場合を問はず常に最敬を拂はねばならぬ。けれども神を祭り神々に仕へ奉る人は時として神座に對して其の座を移動すべき性質のもので、殊に祓所の座を定むるに當つては「齋主」といひ「祝部」といひ「祓主」といひまたは幣帛供進使、隨員其の他幣帛辛櫃等の座は如何なる原理によりて定められたものか、今之を普遍的に云へば、受祓者は主人の側で神座の下位に列し、祓の役にある者は其の役目を行ふに最も都合宜き處に位置を定むるが古式である。それ故祓主は時として左側下位にある時もあり、又は右側に在る場合もある。而して祭員一同が神座の下に於いて祓を受くるに特殊の場合がある、それ

は幣帛供進使の受祓の場合で、幣帛供進使は大命を拜し居れば、神社の意志を代表する齋主及び祭員等とは既に、其の性質を殊にするのであれば其の席次は幣帛供進使が主位にあつて祭員が次位にある可きが至當である。要するに祓所の席位論は大命を蒙れる官人と、神社の意志を代表し且つ當日祭事の擔當者たる齋主と又祭員との位置を其の役向きに應じて定むるのである。かくて其の定位の中心は即ち神座である、此の神座に因つて左右の席が定まるべきは定説として動く可きものでない。ただし祓の役員が何故に齋主より、上位にあつて祓の事を行なふかといふに、祓の役員は祓に便ある所に就かなければ其の祓事を美しく行ふことが出来ないからである。齋主のみ入るべき殿内へ後取の入り來りて其の任務を行ふと同理である。また彼の祓所に於ける齋主以下の祭員が左側に列し祓の役員は右側に列して其の行事をなすは作法上の便宜に據るのである。祓の左側席が必らずしも幣帛供進使の定座で動かすべからざるものではなく、時として其れが齋主以下の祭員の席にも應用されるから、此の場合は左側を齋主以下の席とし、祓の役員は右側に列して祓の事を行ふ次第である。

此の故に幣帛供進使一行と齋主以下とが同時に祓の事を行ふとすれば、幣帛供進使は左側に齋主以下の祭員は右側に、祓の役員は齋主以下祭員の列席の間を歩いて、列するのが(場所廣き場合には左右面座に列する)自然の理である。此の理を古き儀式に對照して見ると、大臣は左側に、參議其の他は右側に列し、祓の役員は面座にありて祓辭を宣り祓の事を行ふとあるを見ても知らるゝのである。版位とは多數の官人や祭員が庭上に列立し、其の席位を正し、其の威嚴を保つために、「祭祀定群臣並百官列立之版」(令義解)と制定せられた程で、朝儀公事の場合に群臣百官の席次を定むべく、版位を設けたものであつた。それは檜板丈七寸厚さ五寸、巾六寸位に造りにて製し、其の表面に役名を漆にて書きつけ、庭上に立てるのをいふのである。是等の方法は、儀式執行上、椅子なく、胡床なき場合に、人々が其の儀を亂さるるために、制定したものである。

第三章 禮 原

第一節 揖拜と禮の原理

由來我が神代の禮は立禮と跪禮の二様であつた事は記紀二典によりて伺ひ知らるゝのである。其後に至り跪禮と匍匐禮が行はれるやうになつたが、外國と交通の盛なるに従ひ外交上の禮式をも採用せられ、孝徳天皇の朝には勅命に依つて立禮に改めさせられた。其の後天武天皇の御世となり、外交の影響上更に從來の跪禮や匍匐禮を矯正すべき禁敕を降さるるに至つた。然るに文武の朝又々百官跪伏の禮を停止せられたのを見ると馴致せる習慣の猶やまなかつたことが分る。かくて朝禮も支那風の建築や唐風の裝束と共にそれに伴ふ儀禮を必要とする所から一層の美觀を發つやうにはなつたけれども純なる古代の活氣を殺ぎ随つて政治上迄も唯だ形式に流れ虚飾を衒ひ諸卿百官は唯だ服裝の美を誇り尙且つ遊惰と歌舞を事とし世は外面は當しく太平の如く見えただけども其の内部に於ては既に革新の氣は滿ち、今にも勃發せずんば止まない情態となつた。是に於て支那傳來の禮容である揖、拜等は日本の揖拜に同化せられた。吾人は茲に是等の沿革を述べ然る後に理論に移ることゝしよう。

古典にも見えて居る「中臣の跪いて天神壽詞を奏する間親王諸王を始め群臣一

同は一齊に跪いて是を聴く」とあるは皆跪禮である。此の時恐れおほくも主上は立御であつたことは神武紀を研究すればすぐに分る。それと同時に上古の立跪二禮の有様が目のあたりに見らるゝごときこゝちがする。さて本邦の揖は主上に對し殿の入口において先づ淺い會釋を爲し、次に正面において更に深い會釋を行ひ、而して後ちに拜することは自然の禮容なのである。茲に明治十七年御治定になつた、華族授爵式の敬禮法を見ると、受爵者は先づ第一に陛下に面して敬禮を行ふ、(是は神祭禮の深揖に當る)次に第二所に進み最敬禮をなし、進んで第三所に至り更に最敬禮を行ふのである。(以上は神祭禮の立拜に當る)次に受章して最敬禮を爲し次に式部官の指示に従ひ、佩章の上第二第三所において各最敬禮を行ひ、(以上皆立拜に當る)更に第一所に退いて敬禮をなし退出する定めてある。(退出の敬禮は神祭禮の願揖に當る)是等の禮は大禮服着用の禮であれば、其の行ふ立禮法は勿論神祭禮とは異つてゐるけれども、禮の大要に於ては其の意味を同じうする。是れぞ服

裝と殿設の如何によつて、禮容に相異なる所以で、則ち禮原を同じうし、禮用を異にする道理から制定されたものと伺はれる。更らに婦人の受章禮も亦上の通りである。

又宮中における正月政治始の式を案ずると伊勢神宮の事を奏上する時の陛下は立禮である。(但正體のまゝ、不動の御姿勢にて立)是れも亦禮原を同じうするが其の用は異つてをる。

第二節 座作進退の原理

祭典行事の何たるを問はず行事作法の如何を論ぜず、是等の作法を行ふ動作！則ち座作進退の上に、法則があり、節度のあるは、禮典學の示す所であつて、其の原理原則は禮典學の論ずる所である。然るに禮典學なるものは、種々の補助學から成り立つたもので、それ／＼時代に應じて進化してゐる。則ち本國固有の道德であるとか、光輝ある國史(就中神祇の歴史祖神の遺教)であるとか、又は、宗教、哲學、言語等の學問若くは審美考古の學に依つて詳細なる考證と

説明理解を要し、能く時代思潮に調和せしむることである。此の故に禮典なるものは、内的に意識し了得せる禮儀上の學問を、外的に(禮法として)表現し實行して國家社會と人々の生存を完うし其の幸福を増進し、人文の發達を企圖し、國民の品性を向上し國光を輝かさんとする手段方法である。取り別け神社祭禮の學問と禮法は、敬神崇祖の至誠を基本として、以上學說を取捨し且つ實際に徴し、國家の元氣を振作し、國民道德の標的を示し社會教化の淵源として攻究實踐する所以である。併し乍ら我國神社の祭禮は、是れ等の研究以上更に重要な學修と實行とが大切である。何となれば此等の可職々責を有する士は孰れも皇祖天神の理想を實現し其の御神魂を受け繼いで、此の物質界を靈化し、社會の人々を活躍せしむる底の力を與へ、宇内萬國に構華を發揮し天壤無窮の皇運を千古に扶翼し奉らねばならぬからである。それ故國內の神官職は努めて神社祭禮の意義を實現し、多々益々之を發達せしめ進歩せしめねばならない。されば神社の禮典學は、一面に學問としての研究的歩武を進め、他面には其の實行上一層の努力を要するものと考へる。例へば此の禮典に必要な着座法、起

座法、及び跪拜立拜の如きは、先づ以て研究すべき事柄に屬する。是れぞ神社祭禮における根本理法であり、基礎觀念であるからである。從來の學說の如く唯だ單に西宮記に曰く、北山抄、江家次第に曰くは、禮の古例を或る一面に示すだけで尙未だ禮の全面を物語るものではない。そこで世間は禮の全面を知らんとして、要求してをる。勿論古例は尊重すべきもので、決して研究を忘れてはならぬけれど、我國の禮は天子より出て、天下庶民に行はるるもので必ずしも學問研究から成立つたものではない。然るに之を學術的に研究しようとするには相當の理由がなければならぬ。乞ふ左の論究に就て會得する所あれ！大體我國の禮典は、悉く神代より傳來したる固有の意義(舊儀)に準據せるもので、(朝儀の如き是れてある)其の禮儀は神皇上下君臣一體の誠心から成立し、互に相感孚する心意の極致に於て、天成自然に形作られた國體光輝の反映なれば彼の禪讓放伐を事とし却奪虐殺の逞しうせられて帝位帝政の變動極りなき國柄とは同一に論ずるの限りでない。そこで禮の研究は深く其の本根に遡り固有の惟神教を實修する必要がある。此の神教を研究せんには、古來の傳授に俟たねば

ならぬが、古來の傳授は、どうしても朝儀を知らなければ其の蘊奥が伺はれぬ。處が宮中の御儀式は下々の容易に伺ひ知るべからざるもので唯だ僅かに諸家の儀式書や公卿等の日記によりて其の一端を伺ひ、又諸家の傳授によつて、稍稍朝儀の概要を拜承し得るのである。然るに明治維新以後は是等の朝儀の禁も緩かになり、著書に、令達に、種々の便宜によりて、現今の状態となつた。爲めに今日まで神秘に附して何事とも判らなかつた、揖拜の根源も判り、膝行膝退は尊座近く進退するの禮、平伏は出御入御の時の古禮、屈行は尊前を横ぎるの禮、立拜は陛下を立ながら拜するの禮といふやうに、臣下が陛下に仕へ奉る禮を以て、陛下が神祖に御仕へになる如く、神明に仕奉る次第となつた。則ち禮は天子より出て、夫れが服裝と殿宇の如何によつて、神祭ともなり、武家禮ともなつたといふわけにて其の概要は既に諸子の承知せらるゝこととおもふ。

第三節 正中動作の原理

神座の延長せられたるものが則ち正中座である。此の正中は恰も圓の中心にあ

ける如く獨立してをる。則ち道德上からいつても偏せず僻せざる中庸を稱したものである。數理上では圓の中心が點であるが、此の點が延長して線となり周圍に圓を畫いてゐる。而も圓内よりいへば此の點は絶對位である。其の理は前章神座の場合と同理である。此の圓圈内における行動作法は既に古くから攻究せられたものと見え、正中動作の獨立して進左退右起右座左などいふ原則を形成したものである。さて是等の原則は如何なる理論からこゝに至つたかは百尺竿頭一步を進めて深く古禮を研究したる後是在が解答を與ふべきものと思ふ。され此の古禮を定められた朝廷の貴紳等が苦心は實にさこそと推察せらるゝ。何となれば既に神座の左を尊重する以上、右足より起ちて左足より先きに座するの法はない。或る論者の言ふが如く動作上懐中の笏や祝詞や其の他のものを座に落さざらんための禮の便宜に起つたものとすれば是も一理あるわけであらうが全部の道理ではない。是れは圓圈内に於ける絶對禮として見るのが一番能く其の理に應ひ當を得て居るものとおもふ。殊に朝廷の貴紳は多く衣冠禮であつたから中世戦亂中に於る武家禮の如く戦陣に行はれたるものとは違ひ左足を

先きに突き、次に右足を突くは、正面禮として然るべき必要あるから起つたものと見られる。そうして退座の時は右足を引き次に左足を引くも亦同理でなければならぬ。

是等の理由は後世公卿及び武臣が佩劔して朝に立ち、主上の正面に拜禮する時に、抵抗せずして共に服従する態度を表現せんとする時右より進むは服従せず抵抗せんとする態度を豫示した體であればそれを避けて左より進む以て従順恭敬の誠意を表示し而かも一面には朝禮作法上の「便宜より起れるもの」と考ふるに至當とする。

第四章 神饌幣帛

第壹節 神饌の本義

神々に供ふる御食は古くから朝の御食、夕の御食と稱へ奉りしものであるが、いつの時代よりか、一度の日供となり、それも近來は御祭典の場合のみに限られたやうである。併し乍ら中には神社の古例として今尙ほ朝夕の御饌を奉る所

もある（即ち伊勢神宮の如きは此の古式を用ひらるゝ趣きである）現今の法令によれば日供でなくとも御祭毎に御獻供をして差支なき事になつて居る。さて御供物は古くより御飲物と御食物との二種に別けてあるが、飲物の方では御酒を主とする。其の種類にも、朝儀特別の御酒に白酒黒酒があり、神社にても特殊の祭典にては之を供へ奉る例が多い。清酒は神社一般に用ひ（清酒は箱にて數とす）又濁酒醴酒などは古き神社の御祭に御供へする例も多い。酒の古語は「き」と稱へ、尊稱のみを冠らせて「みき」と稱ふる。神饌は古來みき、みけ！御酒、御食といひつゞくるが古例である。以上は御飲物の方であるが、更に御食物の方では魚貝、鳥獸、蔬菜、果實、穀類、鹽、水等を用ひ、是等の美稱としては魚を鰯廣物、鰯狹物といひ、獸物を毛和物毛荒物といひ、海の菜をば、奥津藻菜、邊津藻菜といひ、野菜をば甘菜辛菜といふ。圓き鏡の如き餅は御鏡など、稱へ、穀物にありては粳米糯米など、稱へる。其の粳米の美稱に和稻荒稻等の二種類があつて、糯は餅に作り又洗米となして供ふる。また粟米糯米などの名稱もある。獸の内でも鹿、兔の如きは古く御供へ（御調理して）した例もあるが、

佛教思想の影響から精進といつて肉類を食はぬ習俗となり、此の佛教精進の影響はやがて神饌にも獸肉を用ひぬことになつて、現今に及んでをる。彼の古き祝詞を見れば肉類供進の有様がよく判るのである。そうして神饌は恰も餅のやうに凡てのものを調理し鹽梅して御箸を添へ、鹽、水等を附けて御供へするが本來の儀である。朝儀及び伊勢神宮の如きは皆此の熟饌である。一般神社に於て生饌を用ふるは或る時代の慣例によつたものであるが一つの便宜法に外ならぬ。此の故に祭祀令にも行事作法にも熟とも生とも記されないのである。高坏の上に土器を置き、敷葉を敷きて其れに盛り、又は三方の上に敷輪を置き土器を載せ敷葉を敷いて盛る等は其の社の古例によることであるが、今は法令に準して調饌すべきものとおもふ。古くから神饌を饗應し奉ることを「にへ」といひ、大嘗と書いて「おほにへ」とよむ、又「あへ」も御待遇申上ぐるの意味で、嘗饗等の字を「あへ」と訓んでをる。「にへ」「あへ」共に御饗應申上ぐることで以上の漢字を當儀めて^{支那の秋祭を嘗といふからそ}古意を表はしてをるのである。主上御親祭の大嘗祭を始め彼の新嘗神嘗祭などは何れも神祖を親み祖先を敬ひ懇ろに御待

遇申す所の忠孝の極意を示したもので、是れやがて祭といふ形に表現したことが明かであり、それと共に御饗應の飲食の事柄や其の本源が明瞭になると思ふ。

第貳節 幣帛の根源

今の官幣といひ國幣といふ名稱は元から區別のあつた次第でなく、何れも神祇官から國家宗祀の神社へは皆幣帛を供進せられたものである。それが後に經濟の事情や爲政者の都合や且つは時代思想の影響したる結果が遂に官幣國幣の別をなして、遠隔の地は國司をして奉幣せしむるやうになり官國幣の區別が出来たのである。^(奉幣とは幣帛を神に獻るること)延喜式によると神祇官から供進するを官幣と稱して、案上、案下の奉幣があつた。(上の案と下の案上に幣を置いたものだ)それは案上(上の案の上のこと)の幣に預かる大社は三百四座で、案下の(下の案上)幣に預かる官幣は小社四百三十三座である。さて又國司より奉る國幣は大社一百八十八座で、小社は二千二百七座である。其の後幾多の變遷あつて詳しきことは神祇史にゆづる)明治の維新以後は官幣は帝室より、國幣は國庫よ

り奉幣せらるることゝなつた。

神祇官當時は今日の如く幣帛供進使とは言はないで、幣使、奉幣使、例幣使、(恒例の幣使)由幣使、(大嘗祭なら大嘗祭を行は)などの名がある。してそれ〴〵慣行により國家崇敬の深淺により、臨時恒例の別によつて其の名を異にしたのである。(是等も詳しきことには省く)明治八年に神社祭式を定められて以來官幣社例祭には宮内官が參向し、國幣社例祭には地方官が參向したのである。それが明治三十九年四月廿八日の勅令第九拾六號を以て始めて府縣鄉村社にも其の地方の知事郡町村長が參向して幣帛を供進することゝ定められ、其の後幣使の凡てを幣帛供進使と敕定せられて現今に及んでをる。一體奉幣とは神に幣帛をさゝぐることをいひ、幣帛とは「みてぐら」の總稱である。さて「みてぐら」の内でも布帛の類は串にさしはさみて獻るから忌串の稱があり、又金銀紙を串にはさみて獻るものを御幣といひ、其の串を幣串とはいふのである。「ぬさ」といふも、みてぐらのことと種々の布帛を宮に入れて神に御手向け奉る意味に外ならぬ。本綿の如きは上代以來其の用頗る多く玉串に懸る時は太玉串といつてゐる要す

るに奉幣は内に恭敬の誠をあらはし之を外に表示するもので、之れぞ幣の起る所以である。孔子の「禮者謂玉帛乎」といつてをるに參照して我國の禮物を(禮)(代物)(禮代)といひ、是を禮代之幣物をさゝぐるといふに徹して幣帛の本義を知るべきである。古く神祇官時代に掌待神祇官廳に臨み神々への幣帛を調ふると、主上は神祇官に御臨幸ありて御點檢の上、宣命を副へて五位以上の使に御渡しに成つたことは既説の通りである。

第參節 御告文、祝詞

第壹項 御告文の口傳

御告文の口傳といふことに就ても、上朝廷におかせられては、御親祭の御祝詞に御代々の御口傳があつて、其の御口傳のまゝに嚴然！きちんとした御言葉がある。此の御言葉の御口傳は極めて重大なものであつたそうて、それが後にに宣命と申すやうになり、そうして今は御告文(専門家は「こうもん」といふ)と申してをる次第である。日本法制史によると「せんめう」の宣「のり」とは御言宣りの

儀、命とは御言を傳達する意で、要するに命宣りの儀に外ならなかつたが、漢文の流行につれて文章のものを詔勅と稱し、御言のまゝの宣命と取り別けたものである。(意譯)とは宮崎博士の説かれて居る。

第貳項 祝詞の原理

祝詞奏上の作法に左側にちいて開展し、一亘正面目通りに正し、更に読みやすき處まで下げ！やゝ斜面にて讀む此の作法は古儀に宣命を讀みたる時の作法に倣つたものである。宣命の時は笏を向ふに置いてゐたものを、祝詞では右側に置くが事態を得たものである。其の他祝詞の卷方や又前後に一度づゝ折り重ねて揖する等は皆宣命讀みの古法によりて神社の祭式に調和せしめたものである。又祝詞を笏の裏面に添付して再拜することも古儀に習つたもので、決して新しい出來事ではない。是等の古儀古式の原則は悉く我國の道德則ち神道の最も高く深い道理に基き更に唐制に參考して多くの經驗を重ね自から朝儀となつて現はれ、それが勅語によりて祭禮法ともなつたものである。こゝが禮典は凡て皇

室を中心とし勅命によつて定まるといふ所以である。さて此の宣命や祝詞の讀方が武家禮となつては將軍の宣旨となり、奉書、書付となり、遂には民間の祭文祝文等の讀み方となつたことは推知するに難からぬ。であるから我國の禮は天子より出て、それが服裝の如何と殿宇の如何によつて祭禮ともなり、武家禮ともなつた、彼の小笠原伊勢二流の禮法の如きに至るまでも、其の根本の原則上には古代禮法のちもかげが隠見せられ、而も時代思想の反映や時勢の推移迄も伺ひ知らるゝのである。此の故に祝詞奏上の禮法は一面に於て上代より此方の朝儀の縮寫とも見られ、又一面には固有道德の一撮影とも見らるゝのである。是等の縮寫の内には高潔なる信仰や深厚なる情緒や敬虔なる崇高の觀念や服從の徳や恭敬の誠や禮義正しき容儀や節制ある動作等が到る所に閃めくのみならず、生生として濼淵たる日本魂の靈光迄も彷彿として窺ふことが出来る。然れば神社祭式や行事の凡てに於ても、かくのごとき意義と眞理が含まれて始めて實社會に活躍することが出来るのである。

第三項 祝詞の口傳

昔の宣命せんめいは幽かに聞ゆる程によむ可しとは神道傳授にある處であるが、それは唯だ神明に聞えあげる場合をいつたもので、祭旨や祈願の意を大聲に讀み上げては幽明の神々に對して敬意を失ふのみならず、現界の自他にも禮を缺くの恐れがあるから慎まねばならぬ。昔は宣命にも讀み方があり譜様のものがあつたとは記録に書す所なれど今は傳はらない。現今の祝詞奏上は神道諸家の傳によつて、先づ神號社號を唱へ、至尊にかゝる文句は言語正しく發音明かに敬ひ畏みて奏上すべく、我職名等は最も低音に聞えあげ、文句中に記せる各要領は最も精確に明晰に而も丁寧な靜肅に奏上し、文句毎に斷續を正し字音國訓を明かならしめ、始句は徐ろに靜かに奏上し、結尾の「申須」の語句は、緊乎と聞え上ぐる。然して祝詞文中の漢字音の讀方は新井白石の説のごとく日本の讀み習はしに依つて讀む可きである。それを事更に之は吳音であるとか漢音だとかいつて讀み別けると、固有古格の文章を支離滅裂にするから深く注意せねばならぬ

又大和詞に就いても祝詞宣命の古き讀方があるから其の訓例に従つて讀むべきことは勿論、現今普通に慣用して居る時代語や固有名詞で、例へば努級戰艦とか、無線電信とか、飛行機とか、軍器とかいふ語は、其の専門語にて讀むべく決して無理な訓方をしてはならぬ。此の故に祝詞を作る場合は能く字音訓讀法に調和せしめて誦讀に便ならしむるは祝詞作文に老熟せるものといふ可きである。

第五章 朝儀禮典

第一節 拜禮の根本義(四方拜)

我が聖天子は毎年の歳首(一日)元旦に、畏くも至尊の御身を以て天下萬民の爲めに、先づ伊勢神宮を拜し給ひ、次に賢所、皇靈殿、神殿並に代々の山陵迄も御拜あらせらる。(其の拜禮法は二拜づゝ二度
ながませたまふとぞ承はる)我國の天皇が上古以來皇祖神宮に對して國家安穩を祈らせ給ふことは、恐らく日の大神の御時も、又橿原の宮の御時も、其の後歴代の陛下を通じて御變りのなきは、實に限り無き聖恩と申

し上ぐる外はない。かくて群臣は、朝賀の禮を以て、聖壽の無疆を祈り拜み奉る例である。是を以て君臣の禮儀として紊れず、國運の隆昌年と共に著しく日に月に發展を成す所以も、其の根源はこゝに存するのである。(草部和言宮中儀) 式略等に據る

備考 (一) 天子の御拜は兩段再拜にして御拜の御座は兩面の短帖なり (宮中儀式略)

(二) 臣下の拜は二拜にして前後に揖あり出入共に相外において揖を行ふ(田づる時は) (現行國禮作法に據る)

(三) 古儀は群臣再拜なり典儀先づ之をとなふ(公事根源)

(四) 彼の古儀に小朝拜といふは、公の儀でなく私の禮である。朝拜と小朝拜との別は、一は百官悉く拜し一は殿上ばかり、かくて小朝拜とは朝拜を略して行ふよりいふものによ(公事根源)とある。

第二節 晴御膳

毎年の一月一日二日三日に陛下親しく鳳凰之間に出御あらせられて朝餉を聞食

すのである。此の朝餉の御膳は「朝餉の御座へ出御になりて供す、御陪膳大典侍、御手長勾當内侍は釵子をさし、御手長の典侍内侍命婦は髮上をさす。何れも張袴に五衣をきるなり、典侍は朝餉に入り北面に供す。(清凉殿の朝餉とは御間の名) 内侍は臺盤所に南面に供す、命婦は北面なり、采女臺盤所の南の妻戸より入りて内膳子御厨子所の調進せる御膳の物を次第に御手長に傳ふ。典侍取て是を臺盤二脚の上に取双べ御座の前に据ゆ、御陪膳御箸を立て撤す、終りて入御なりぬ云々」と勢田章甫は其の著嘉永年中行事に書いてをる。これぞ晴御膳の御事であると承る。

第三節 祈年班幣

祈年祭の起源は昔大地主神が白馬白猪白鶏を供へて御歳神を和め祭りし事を縁として皇孫御降臨の時より行はせられた御祭で、毎年二月四日に天下風雨の災害なく五穀の豊稔せんことを祈らせ給ふ御祭儀である。「トシゴヒ」とは稻作を祈禱する儀で年毎の稻穀は人民第一の食物なる故に年穀を祈る祭とはいふので

ある。さて班幣とは全國の官國幣社に幣帛を奉らるゝこととて二月の四日宮内省において各神社へ幣帛神饌料を頒ち送り出さるゝ儀がある。之を新年班幣といふのである。

かくて伊勢神宮にては二月十七日に祈年祭を行はれ勅使を遣はし幣帛を奉られる。又賢所皇靈殿神殿に於ても當日を以て御親祭遊ばさるゝが、官國幣社にては神饌幣帛料が各地方廳に到着の後佳日を選び地方官が參向して祭典を行はる。府縣社以下に在つても祈年新嘗の兩祭には規定の神饌幣帛料を供進せらるることゝなつてゐる。

第四節 賢所と三種の神寶

賢所とは三種の神寶の一なる御鏡を祭らせ給ふ處の御殿である。中にも八咫瓊の勾玉は神世のまゝて 陛下の御身を離たれず傳へ給ふ御品であるが、草薙劍は今も尾張の熱田神宮にまします品で、其の模造が壽永の亂に海に沈んで無くなつてから他の御劍を以て御身の側に置かせたまふのである。爾來萬世一系

の寶祚を承け繼がせ給ふ 陛下なれば此等の御神寶は神代ながらに今も猶親しき御間柄で御座す。然れば寶鏡にうつらせ給ふ陛下の御影は畏くも天祖の御姿に御座し常に神皇一體の御聖徳を輝かし給ふのである。殊に日本臣民は其の始めに溯ると天祖の御神徳に依つて生育し上一徳！萬象一源とも申し奉るべき御國體を成してゐる。此の故に我國體を稱して世界無比といひ、此の御國體に濫醸し發生せる御神祭も亦萬國に比類なきものである。即ち我國の神祭は國家人倫の大本であり、教化の大原であり、國風第一の精華を發つ所以と云ふも實に此の理に基くものである。

第五節 荷前の奉幣

古來一般に行はるゝ氏神の御祭禮は、朝儀の荷前の奉幣と意味を同うし、新穀奉獻の儀式として初穂を祖先に獻り親戚故舊相集りて酒宴を催ふ事は、古くより傳はり來る國風で、現今神社の秋祭は此の根本主義に習つて行ふようになつたとは學者の説である。茲に神宮月次祭の御儀を承るに、六月十二月兩度に

毎年荷前の調物を奉幣として神宮へ奉獻になり、宮中においては十一日に神今食を行はせられたものであるが、現今では宮内省式部職で豫め幣帛を調製し、式部職の官員をして六月と十二月四日を以て神宮司廳へ護送せしめらるゝ御定と相成つた。之を神宮月次祭幣帛發遣とは申すのである。神宮においては幣帛到着の上で宮司以下恒例の祭典を奉仕する例である。

第六節 新穀新布の供進

天皇陛下が親しく皇祖皇宗を崇め祭らせ給ふことは敬神崇祖愛民の御聖念の發露に外ならない。かゝる大御心は三千年一日の如く渝らせられずして今日に迫んでゐる。然して我國民の忠君愛國心は祖先以來神隨に傳はり來つたもので、例へば人體における血液の如くなつた。しかも外來の文明は皮肉として之を唐に採り韓に取り歐米に攝つたまでと、其の血液は神代より今日に流れて少しもかわりはない。殊に我が國文明の第一義たる祭は則ち政治を意味し先づ祖先を祭りて國民生活の中心と道德の中心を定め、然る後政治經濟實業等各方面に

亘つた活動を圓滑ならしめてゐる。例へば新嘗神嘗の二祭の如き能く祖宗に對する孝敬の念と國民に對する愛撫の情を表現せられ、之を本源として新穀を供し給ひ、新布をも獻り給ふのである。

さらに神供料の新穀は天下萬民が耕作上の苦勞と勤勞を物語り尙且つ天祖の御恩徳を報反するものである。また小數の新布とても多數婦女子が辛苦艱難の結晶を現はし、祖宗愛護の萬一に報ひ奉るものである。歴代朝儀の本源を拜察する毎に我が御國體の如何にも尊嚴なることを奉讃せずにはをられない。

第七節 荷前の調絹と初穂

農桑耕作に關する種々の收穫は我が國に於ける男子の事業であり、紡績織布は女子の事業となつて家々に男耕女織の分掌を生じ、こゝに農本國の基礎は成立つたものである。然れば往昔諸國より國産を貢獻するや、至尊は先づ織物の初穂を皇祖神殿に供進せられしもので、荷前と云ふは即ち初荷の意味である。新穀も其の通りて古くは多く諸國より供御の米を穗付さのまゝ荷送りして參り

祭の時の供進米。ものをも先づ皇祖天神に供進あらせられて神慮を安じ給ふたのである。歴代天皇が世々相續いてかくの如く祖宗を敬拜したまふ大御心は誠に有難き極みである。

茲に皇大神に奉獻せしめ給ふ荷前の初穂のことを書いて見ると、

皇大神宮 荷前調絹 貳拾疋

右貳櫃

と記載せられ、(但し皇大神宮の初穂は昔は神田により後ちに)途中て荷苞の再檢ありて最も嚴重に取扱はれしものである。

第八節 洗米の由來

宮中に於ては神殿に對して毎日日供の御儀がある。其の時の神饌には洗米、酒、海魚、海菜、野菜、菓等の御供進がある。それは宮内掌典長や掌典等が奉仕し天皇も必ず御拜あらせられたのである。さて我國に於ては其昔玄米を蒸して常食としたのであるが、近くは徳川家康が常に之を用ひたさうである。殊に上古

に於ては高貴の方々迄も神饌には必ず精米を用ひて「所謂めし」となし、又は洗米を代用せられたことが風俗史等に見えてゐる。また宮中の二日祭には洗米、酒、餅、海魚、川魚、海菜、野菜、菓、鹽水以下十臺の神饌を供へ奉り祝詞を奏することが恒例となつてをる。洗米の由來にはかゝる歴史的事實の存する所から現今行はるゝ諸社の洗米も多くは此の御儀式や御祭典の神饌に習つたものと考へられる。

第九節 神饌と御幣

宮中て行はるゝ元始祭に就いて神饌と御幣の別を拜伺するに、神饌には、飯、餅、海魚、川魚、野鳥、水鳥、海菜、菓、鹽水、(御盃)等以上十一臺の外に酒二瓶を供し、御幣には錦一卷、紅白絹各一匹、晒布二端等以上壹臺宛を供進になるさうで、此の御儀に徴し見ても御食と御衣とを獻らるゝ意味や由來が明かに判るのである。さて元始祭をこゝに引用したわけは、先づ天津日嗣の本始を祝して歳首に神祇を祭り、以て孝敬を申べさせ給ふ儀であるから(明治五年正

月三日より元始祭と稱せらる) 格別此の御儀を全國に擴布すべく明治六年一月三日以降賢所皇靈殿神殿を親祭あらせらるゝ大儀の供饗幣帛として特に意味のある處を示したのである。

猶古代にありては祈年案上の幣に與かり給ふ三百四座の神々へも各幣帛を獻ぜられたことが記録に残つてをる。要するに此の元始祭は年の豊穰や世の安泰を御祈願あらせらるゝ國家の大祭の一であり、祈年新嘗と共に重大なる御儀となつてゐる。弘仁式にも六月十二月々次祭奉班幣云々とあり、公事根源にも六月十二月の二度、諸社へ御幣を奉らせ給ふ也とも見えて神今食かみこの前に此の事あつたことは明かである。

第一〇節 神嘗祭御祭典

御世は一百二十二代二千五百餘年を経て賢所に御親祭あらせらるゝ神嘗祭は祈年祭に於て年穀の豊穰を祈らせられ新嘗と共に其の報賽の御祭を行はせらるゝ最もありがたき御式典である。神嘗とは當年の新穀を伊勢兩大神宮に供進せら

るゝ祭をいひ、それを大神の開食し給ふ所から神嘗祭とは云のである。又御一代一度の大なる神嘗祭を大嘗祭と申し、一年一度の嘗祭を新嘗と云のである。

第一一節 紀元節御祭典

皇祖神武天皇が御位に即かせられた辛酉かのとの歳を以て紀元元年と定め一國年立の第一と數へ初むる日に當る所から此日皇靈殿において親しく御祭典を行ひ賢所をも御拜あらせられ御神樂をも奏し給ふ最も可重なる御儀式である。これを二月十一日と御定めに成つたわけは此の天皇の御即位が春正月の朔日であつた所改曆の後太陽曆に換算して二月十一日に相當するから明治七年以降は當日を以て紀元節とせられ御祭典を行はるゝ次第である。されば此の目出度佳辰に於て皇祚の無窮を祝福すると共に肇國知食めす天皇の高徳を稱讚することは國民として無上の光榮である。

備考 (一) 此の御祭りには陛下の御告文御奏上と玉串奉奠の儀がある。

(二) 此の御祭典にも人長が賢木を以て舞ひ主上に獻る御儀のあること

は特に注意して見るべきである。

第一二節 天長節御祭典

今上陛下の御降誕の日を天長節と稱へ、天と共に長く地と共に久しく此の世を知食すべく祝福し奉ることは明治六年一月に御治定になつたのである。即ち紀元節には金甌無缺の御國體を奉祝し天長節には聖壽の無窮ならんことを言壽ぎ奉る次第て是を二大節日と稱してゐる。此の日宮中におかせられては三殿に於て皇祖天神地祇を敬祭せらる御祭典があり、飯、餅、海魚、川魚、海棠、野菜、鹽水(御盃)酒二瓶の神供を獻り陛下の御代拜禮の儀を嚴かに行はせ給ふ。(明治天皇の時は十一月三日)また今上天皇は八月三十一日なれども其の祝日は特に十月卅一日に定められて當日を以て觀兵の式を行はせられ、宮中においては拜賀の式があり、後ち次いで御祝宴を開かせられ、外國の使臣に至るまで御酒饌(日本風の御料理配膳にて御酒は御銚子に盛り、酒饌は大膳職にて調理し一人毎に賜はる)、を共にし給ふ。此の間始終奏樂ありて、聖代萬々歳を祝し奉ると承

はる。

第一三節 神武天皇祭

毎年四月三日は皇祖神武天皇の崩御の日に當るを以て其の偉徳を追懷せられ皇靈殿において町重なる御祭典を行はせらるゝのである。此の日畝傍山の東北陵に勅使を差遣せられ幣帛を奉らせ給ふ。天皇の御諱は神日本磐余彥尊と申し御諡を神武天皇と申し奉るのである。天皇は夙に神聖英武に御座して皇國の鴻基を開かせ給ひ、肇國の大業は日月と共に光輝を競ひ、彌益々隆昌に向はせらるも實に天皇の高徳なりと讚美し奉らる。

備考 御崩御の日は三月十一日なるも太陽曆に換算して四月三日に當る。

第一四節 御神樂

日神天照大御神が窟戸隠れの時天鈿女命をして歌舞を奏せしめ、天兒屋命は廣く厚き稱辭を啓し給ひしことが御神樂の縁となつて一條院の御時より賢所の

御前に於て行はれたる様に承る。かくて歴代の朝廷にては或は止みもし行はれもして遂に神社の御祭にも奏する様になり、其の他の御祭にても神樂歌を誦し舞曲を奏することとなり、後世の里神樂なども出来て來たのであるが、其の根本は鎮魂の祭儀にも由縁深く聖體の御健全を壽きまつる宇氣槽うけだまを突きて神歌をうたふ事など如何にも神々しき次第である。其の御式は御神樂の次第にある如く賢所前庭の御神樂舎に神樂の座を設けて行はせらる。中にも人長とて神命を人間に宣ぶるものと喩へらるゝ者が掌典より賢木の枝を受けて鏡に持ち添を徐に舞ふのである。此の賢木は後ちに陛下に奉獻する御儀になつてをる。此時の御儀にも賢所皇靈殿神殿の御祭があり、陛下の御拜も行はせらるゝ最も重き儀式である。さて御神樂にも臨時の御儀があつて格別重々しいことになつてをる。所謂三箇夜の御神樂！尙ほ重きは七箇夜の御神樂とて、往時は大概鷄鳴き渡り東方の白ひまで行はれたものである、今も午後三時より御次第が始まり全く終るは夜半頃であると承はる。

第一五節 皇靈祭と御正辰と御式年祭

皇靈祭は明治四年二月以來(廿八日春分の日)神祇官に於て御歴代の皇靈を祭り邦家の安寧を祈らせ給ひしを始めとする。

御正辰とは歴代皇靈の崩御の當日を申し、御式年とは一年祭、三年祭、五年、十年、二十年、三十年、四十年、五十年、百年以後百年毎に御式祭を行はせ給をいふ。(明治十一年六月五日太政官達綴増天皇以下後櫻町天皇迄御歴代御式年御正辰合祭被執行候條此旨相達候事。但し神武天皇及後桃園院天皇以下御近世御式年御正辰祭并に其の后妃親御配享の儀は猶從前の通被執行候事とある。御)

○春季皇靈祭 春分日

○秋季皇靈祭 秋分日

かくの如く皇室に於せられて御祖先の御神靈を御追祭あをばさるゝ厚き御孝敬の大御心は恐しとも畏き次第である。

第一六節 節折管拔せつせつと御祓の儀

神代の昔皇孫命の御降臨以來祓の儀式に二様あつたが其の一は禍害を祓ひ幸福を求むる業であつて所謂荒世和世の善惡二祓と官符に見えて居る。是は和世の竹にて福社を進むる事を爲し、更に荒世の竹にて禍害を除く業を行つた様子である。けれども近世になつて荒世を白絹、和世は紅絹の御服と定められたよし(儀式書)其の儀は御服を返し給ふと次に御麻を供し、御麻を返し給へばやがて竹を以て御體を量り奉ること五度、次に荒世の壺を供し奉り返し給ふことあつて荒世の儀を終り、それより和世の儀あることを荒世の儀の如くし、かくして陛下は入御あらせられ次に掌典御贖物を執りて大河に參向し、掌典補御麻を執りて祓所に向ひ、やがて大祓の儀となるのである。さて大祓の儀は當日祓所を設け(近く宮中において神樂堂を)一時三十分祓所の鋪設を爲し祓物を具備す、二時に至り掌典長以下着床、各廳の勅奏判官の總代各一名帷舎に著床、掌典補二人案上の御麻(前の節折の時)に祓の稻を挿み、次に掌典案前に進みて大祓の詞を奉讀し、次に掌典案上の大麻を以て帷舎に著ける諸員を祓ふの儀あり、畢りて各退散す。そこで掌典御贖物を護送し濱離宮に參向して之を海中に流し却る。

節折大祓の儀は毎歳再度にて六月末日と十二月末日とに行はれ、皇室は御繁榮の慶があり、臣民は皆悉く聖代の善福を謳歌し奉る。以上は近代から行はせらるゝ宮中の節折大祓式の適要である。

參考 節折とは竹にて御たけの寸法をとりて其の程に折あてかへば也と(建武年中行事)

量御體五度、先量身長次量自兩肩至御足次左右手自胸中至指末次量左右腰至御足次自左右膝至御足(江家次第)

○大はらひと、いふは百官ことく朱雀門にあつまりて稷をしはべる也(公事根源)

○又けふは家々に輪をこゆる事あり(公事根源)

管拔とは前きの節折の變じて出來たものである。その作法は茅の輪を造り之れを屈出らしめて夏越の祓と稱へて御祭をしたものである。大祓は宮中においては明治四年六月に始めて舊儀に復され大祓式の再興あつて現制となつてを。即ち明治四年六月二十五日の太政官布告に「大祓の儀從前六月祓或は夏越神事

と稱し執行來候處全く後世一社の神事と相心得本儀を失ひ候に付令般儀御再
與被爲候間追々天下一般修行可致様仰出候事」と嚴達せられてから從來混雜視
せる世人も始めて是等の本儀を承知するやうになつた。

第一七節 有職故實の學問

有職故實の學問といへば、王朝武家兩時代を通じて、上は朝廷の御儀式又は禁
中の故事、及び朝禮朝服等から、各種の調度に至るまでの一切を含み、且つは
武家時代に至りて、左表にある如きものを併せ研究するをいふのである。是等
の分類は將來此の道の學者の研究に便せしめんためて、斯道の專攻者は猶此の
上に幾多の關係すべき他の學科に就て思考すべく、現今の如き法典具備の時代
においても、此の種の智識を享有することは極めて必要のことゝ信ずる。別け
て身を神職に置き或は教化の任に當る人が是等の學問を研究し此の種の智識を
啓發する上に綱目の大要を知ることが最も必要で論を俟ざる所である。今左に
森博士が記された有職故實中より左の一表を適録してこゝに掲げる。

有職故實分類表

- (一) 朝 儀、(參考書、禁御抄、山抄、江次第、建武年中行事)
- (二) 禁中故事、(參考書、禁祕御抄、群書類從、故實叢書)
- (三) 武家故實、(參考書、貞丈雜記)
- (四) 官職位階、(參考書、國史大系)
- (五) 殿屋車輿、(參考書、故實叢書)
- (六) 冠帽服裝、(參考書、故實叢書)
- (七) 調 度、(參考書、類聚雜要抄)
- (八) 武 具、(參考書、本朝軍記考)
- (九) 書 札、(參考書、武家書札禮書)
- (十) 庖 丁、(參考書、厨事類記)

備考 參考書目は森博士の掲げられた主なるものと、本講者の補遺せしもの
を交錯せり、見る人能く分別せられたし、

第六章 古傳集說

第一節 亂聲

亂聲とは樂の一名稱である、これを神祭上に用ふる場合は神殿御屏の開閉又は庭上臨時祭及び降神昇神等の行事に採用せらる。其の樂聲は妙なる横笛に依つて發せられ五音七韻の音色に奏せられて如何にも神に迫まり神格の妙音を吹奏するからである。さて此の専門的な亂聲の來歴は小中村博士著たる音樂史に詳説してあるから就て參考せられよ。

但し神殿の開閉扉には一社相傳神樂歌のみ奏する向きもあり、或は所謂音樂（雅樂）を奏するものあり又は亂聲を奏するものもあれど奏樂の意味は正しき雅樂のことをいひ、又之を奏するをいふものと心得へる。

第二節 解除と修祓

解除は字音にては「かいじよ」と讀むが國訓は「はらひ」であつて、修祓は字音で

「しうばつ」と讀めど國訓では矢張「はらひ」である。然るに古來臨時の祓には解除を用ひ恒例の儀には修祓を用ひらるゝことが神事上の慣例となつてゐる。此故に民間にても解除を「けじよ」といつて臨時に取り行ふ風俗あるは則ち古意の殘れるものとおもはる。

第三節 太占と龜卜と神圖

太占は我國に於て太古からの神教傳授となつてをる。神話の中にも天神が太占を以て教へ示されたことが記録に傳はり、其の後天照太神の岩戸隠れの時に天香山の眞男鹿の肩骨を抜き天香山の波々迦を取りて卜はれたこともある。此の波々迦が日本特有のものであるのを見ても、太トが日本固有のものであることを知られる。後世支那の龜卜の法が傳はつてから、龜の甲を「町形」に造くり、之を焼いて其の裂目を窺ひ吉凶を考へたやうなことは太占の秘傳を併用したものである。さて又神圖とは法家の神傳によりて、神慮を伺ひ、裁斷を行ふ方法

である。要するに至誠てふ靈機に感じて神人感通の上に行はるゝ客觀的人事を觀察せんとする主觀的理法の道に外ならぬ。龜卜には龜卜傳があり、神圖は神圖傳によりて行ふ可きもので、假初なる神人感通の道を行ふことは出來ない。故に是等の傳授を輕視してはならぬ。是等の宗教觀念がやがて我國の文明的要素となり一種の宗教を成して現今に至れるものと思ふ。吾人の祖先が嘗て社會のあらゆる事物に就いて民族の膨脹の力となるべき手段方法を講じた苦心の跡をおもはなければならぬ。

第四節 神社の湯立と神代以來の探湯

神社における湯立の神事又は單に湯立の式は神代乍らの探湯の式から由來したものである。昔「ダルマン」人も「水ダメシ」「火ダメシ」といつて神判を行ひたることは、恰も我國の「區訶陀知」に似てをる。此の「くがだち」は支那流の文字を使つて「盟神探湯」といひ來つた。大體「區」とは熱湯、陀知とは探る意に當るか」と宮崎博士はいつてをる。朝鮮語では熱湯を「くらく」といひ、探ることを「く

りたけ」といふに照して見ると湯立と同じことである。此の熱湯を「くらく」といひ、立ちを「くりたけ」といふに徹し見ても「くがだち」に外ならぬ。湯立、區訶陀知、玖訶金、盟神探湯則ち立證の方法でありそれが根元である。神代以來の「くがだち」は廣い河原で行はれ、衆人環視の前に於て行ひ來れることは歴史に明かである。

熱湯は清淨のものであると、もに如上の元理もあるのである。又神代以來の歴史と湯立神事の由來とを攻究すると、神社の湯立神事が決して無意味なる事ではなうて、最も神社にふさはしく極めて大切の式であるから、今後は各地の神社においても其の面影を止めて置きたいものとおもふ。

第五節 直會の秘事

直會の秘事には、神社の方面と朝儀の方面との二様がある。直會には單に御下りを頂戴するといふ事と今一つは主上の御召になることとの二種あるといふこととである。神社の方面から云つてみると御僮物を取り下げて、其の御下り物を

齋主祭員其の他のものが、嚴重な潔齋と御儀式とを執り行ひ、大切に御祭が滞りなく済んで元の姿に直るといふ意味から出た直食と、主上の親しく神に獻られた後て其の御相伴の御膳を召し上る直會とを云つたもので、彼是二様の差別あることに深く思ひを致さねばならぬ。

第六節 御箸の秘事

神饌の御箸の秘事には特別の由來ある神社や取りわけ大嘗祭の如き御式書を見ると、葛羅（こまろ）の深さ三寸位長さ一尺二三寸位の筥（はこ）に納められてあるは此の箸の事である。さて其の御箸は外方は青く内方は實の竹で真中へ一節入れて、全長は一尺二寸位のものを長さ五寸位に折り曲げたものである。そうして曲げた部分を木綿糸で縛つてあると師の翁は物語られた。且つ是は秘中の秘であるから奥傳の弟子の外は教へぬことになつてゐた位である。

第七節 空蓋

空蓋（くわがい）とはから盃の事である、神社における神饌が若し熟饌であるならば、（故實の秘事で）、盃を盃臺に載せて出す場合は皆酒を盛つたものである。然るに主上の御親祭になる時は、皆空盃を盃臺（盃臺）に載せ、御手づから御酒（御酒）の二品を御酌み遊ばされて、御供になる。そこで、空蓋を持出すのである。現今世俗の賓客に酒を饗するに空蓋を出すは、時勢によつて禮の變移したものである。其の甚しきは折敷膳の角にふせて差し出すなどの略禮も見受けられる。新日本の禮法もこゝに至りては啞然たらざるを得ぬ。

第八節 拍手の秘傳と御鈴の儀

御鈴は神明を迎へ又は御送り申すために鳴すものでは是には古くから口傳がある。此の理に能く似通ふ拍手の禮も亦神を御迎へ申し、御送り申すといふ上に一種の口傳がある。其の他拍手と御鈴の傳にいろ／＼あるけれど宗教上からいつた

一種信仰的のものでこゝには省くこととする。朝儀に御鈴の儀があるのは、主上の祝詞畢へられたことを知らずる作法であらうが、一つには神を御送りする爲めの作法であると關根博士は説かれてをる。古き儀式書に據つて見ても、拍手の秘傳は多く其の心もちをいつたものと思はれる。人の情緒が或る事物に觸れて結びつけられた一つの紐を心持といひ、其の心持が靈に傳はり、靈の心持ちと共鳴する所に拍手が起り振鈴が鳴るのであらう。世に之を秘傳といつて非常に大切にされたものである。

附たり作法に氣色といふ口傳に就いて

膝行の處場所せまくして膝行すべき餘地なき場合においても、猶少の小的膝行を行つて膝行禮を缺ぬが、其の作法を膝行の氣色だけを行ふといふ。これ亦口傳の一である。着座禮においても座後着座の場合にても此の口傳肝要である。

第九節 起拜の口傳

起拜の口傳は、拜を行ふ毎に幟の中央に座を正すに當り、正に起拜せんとする

場合に、先づ兩膝頭を少し左右より引き合せ、そうして起つ時は、起拜の姿が能く整ふものである。それを兩膝間に膝を容るといふ原則にばかりからまれをると、それは、起拜のさまの見ざるしきものである。何れにしても、法より出て、無法に入ると哲理を心得て、起拜には、其の起たんとする度毎に先づ膝頭をよせて後ち右足から立ねばならぬといふ口傳に注意すべきである。そうして座してからは再び膝間膝を容るとよ座體の原則に立ちかへることも能く守らねばならぬ。

第一〇節 後取口傳

後取は「しどり」と讀みて、大嘗祭の時などの陪膳の御取次「とりつき役」を仕へ奉るものを「もひめ」などいつてをる。そこで第一の取次を最姫といひ、其の次ぎを、次姫といつて皆女官である。此の女官が主々の御親供の御取りつきを奉仕する大切の役である。此のわけて神社の後取も神供の御取りつきは直接しないにしても齋主への祝詞玉串等の取りつき役であり、又神饌案薦などの鋪設を

奉仕することは、かゝる古意より由來したものである。神明の御側近く居つて餘程重い任務を持つものであるから、世間では後取しどりを下役とのみ心得て其の職責を輕ずると共に其の行動に輕忽の體あるは甚しき誤りといはねばならぬ。

第一一節 軾に着座の口傳

軾に上んとするに當り左又は右足の瓜先きにて軾をけり、如何にも見苦き態となることは世間に能くあることとて、是れは軾着座法の口傳を心得ざる失態といはねばならぬ。軾も正しく體も正しく然も軾の中央に着座せんにはそこに口傳なくてならぬ。其の作法は座せんとする時先づ左の拇指にて軾の端を少しふみ押へて、正中ならば其のまゝに左の膝を突くとき次ぎに右の膝を突き、左右と中央にすゝみ座するときはその軾の少しも左右前後に動かぬものである。然して其をふむ時に側より見すかさねぬように左の足を折つて、其の膝を軾の上に突かんとする時に程よく此の一小動作を滑かに行ふたならば、如何にも圓滿なる軾着座が出来て見事なものである。

第一二節 袴さばきの口傳

袴にも差貫きと切袴とあるが、こゝでは切袴に就いての口傳をいふのである。切袴にて着座せる後、改めて起座せんとするに當り、後足の踵にて袴の後の端をふみて立ちがたき時は、前足に力を入れて踵を少しはなせば忽ちに立ち得らるゝ。して此の如く前をふみたる時は踵に力を入れて前足の瓜先きをはなすとすぐに又立ち得る。更に膝行の時の袴さばきは、少しづつ足の指先きにて、袴を左右にはねつゝ行き、かくして退く時は足に袴のもつれぬものである。要するに袴さばきは着座の際袴に少し風を入れひろげて着座する時は大體において袴左右に開き足にもつれる患もなく着座の姿正しく見ゆるものである。此の風を入れる事は態とせずとも袴さばきに慣れさへすれば自然と風を内にふくみ（座するまゝに）程よくなるは實際的の一の口傳である。世間には口傳なるものを輕々しく考ふるものもあるが何の道にも口傳はあるもので、殊に作法の上の形ちばかりの所作にては圓滿なる結果を奏しがたい。それ故僅かの心得さへあ

れば實驗上の最も細き作法によつて、圓く滑かに行ひ得らるゝ。古く是を口傳といつてをる、然し乍ら口傳は初心者には教へられない。初心者は未だ大體の作法さへ出来ないうちに此の口傳の爲めに氣を取られ大體の要領を得ざる前に「くせ」の出来ることを恐れる。されば先づ作法の要領を得て後此の口傳をきけば誠にかゆきを搔くの快あるものである。

第一三節 幄舎

幄舎とは幕張りの家をいへり、此の幄舎を建つる材料は例令竹木の如き物にても極めて清淨なものを用ひて清潔に仕上げねばならぬ。其を建築する人も能く潔齋して其の仕事なすが古き習はしてある。そこで大嘗祭などの幄舎は小忌の幄舎といつて(小忌とは清淨の意味)俗人の入ることの出来ないものになつてをる。佛意ではないが肉などを食へないで其の備設に従事するのである。幄舎の屋根は板を用ひ其の上に布の幕を覆ひ、三方とも紺と白との麻製の縦つぎの幔を引き廻し張り詰めるが普通である。それで幄の屋などいふと支那の幄を聯

想するが、文字こそ假借すれど我國の神祭上の幄舎は清淨なる假りの家といふ意味から出来たものであることに注意をせねばならぬ。

第一四節 諸家譜代相傳の業目

近頃装束の家として喧傳せる山科高倉の兩家の如きも、其の元は左表に掲げたやうな系統を引いてこゝに至つたわけである。そうして着用は(調進をかね)高倉家に傳はり、山科家は調進を專業としたる由が古き記録に見てをる。「元來三條大炊御門の兩家先祖よりことさらに是を沙汰すると見え、但し三條は代々装束色目等のことを沙汰し、大炊御門は御装束着用の事を相續すと見えたり、然るに兩家共其事斷絶し侍るや近代は高倉山科是をさたす」云々と有職袖中砂にかいてをる。猶同砂より諸家の家業を表に摘録して、當時の家業傳來の系統を知るの便に供す。

第一五節 諸家譜代相傳の業目表

諸家譜代相傳の業目表

(一) 神祇伯	古くは源平藤氏ともに任じ中古より今の白川家相ついで任じ、伯(かみ)に任ずる時は何の王といひて其の子には源姓を賜ひ代々相傳へて伯に任ずる制であつた。
(二) 和歌	二條、冷泉、飛鳥井、三條西、の家業にして、近代は中院大納言、阿野大納言、水瀬中納言多年歌家をはげまし侍るとぞ。
(三) 文章	高辻、坊城、五條、相ついで任じ、大内記は此の家譜代なり、内記は詔勅宣命等を書く近代管家の家業となれり。
(四) 明經	舟橋代々明經を家業となし、代々明經博士に任ぜられたるよし、清水谷、持明院、代々の家業となし、其の昔權大納言行成卿以來のことなるべし。
(五) 能書	和琴は四辻大炊御門、琵琶は伏見、西園寺、菊亭、園

(六) 神樂	綾小路、箏は四辻綾小路、笛は大炊御門、徳大寺、笙は山科花山院其の他、篳篥は綾小路、
(七) 蹴鞠	飛鳥井、冷泉、難波、綾小路の家業、有職故實の一にして元は三條大炊門の各家の職なり、三條家は代々装束色目のことを沙汰し、大御炊門は装束着用のことを相傳ふ。後代此事絶えて近代より高倉は着用のこと、山科は其の他を相傳へ、高倉は調進のことをも兼ねられたるよし有職袖中抄に見ゆ。
(八) 装束	

第七章 齋主と齋部の心得

第一節 道理を遵守すべき原則

祭式上に大切なことは道理を遵守することである。此の道理を遵守するに一定の原則あることを知らねばならぬ。

一行事一作法毎に皆一定の道理に依つて構成せられてをる。是に於てか道理の

適用法にそれ／＼の原則あるは當然のことである。此の原則には固有道徳に對するものと、時處位に對するものと、さらに一般的の道徳に對することである。其の事例に就て言へば、先づ祓の行事に於て一般的な清潔精進てふ事がらは云ふに及ばず、皆悉く時處位に對する大事が含まれてをる。従つて我固有の道徳が此等の事物を通じて全體に溢れてをることである。此等の事は如何なる行事作法にても皆備はりて後始めて神社祭式となり行事作法となつて、所謂國家彝倫の標準となり、一國教化の淵源ともなるのである。彼の一起拜の作法に就て見ても、恭敬服従の態を示し秩序階級に對する禮を表し、(君臣父子の禮)しかも時處位と一般的道徳とが現はれ、皇祖天神の御掟の條理を備へてをるのである。凡そ一國の禮法なるものは其の發生の當初から時代に應じて漸次に進化して來たものであるが、中には時代思潮に合はないものも出來自然に淘汰せられて遂に現今の禮容となつたもので、假令一小禮法をも輕々しく視る可きものではない。わけて此の禮容中には一定の道徳の存する事に注意し、假初にも道徳に悖る如き禮法あらば十分人爲的の淘汰をして其の神聖を保たしめなければならぬ。

然れば神社諸祭式の行事作法を行ふ齋主にせよ、又は齋部にせよ(普通は齋主かねて各自の注意すべき重要項目を記載し常に其の修練を怠らざることになつてをる。彼等が精神修養の決果各人修徳の光輝を發ち各自が至誠の限りを盡すにある。更に嚴格にいへば實踐倫理の部分に屬し倫理學の見地に立つて論ず可き事柄である。祭員各自が細心の注意を其の任務の上に拂ひ、丹心を臍下に凝して放心せざるにある。斯の如く精神上の修養を積みたる後は如何なる場合に於ても祭事の上に過失を生ずることがないが、之に反して若しも其の注意をおこたり、其の修養を缺く時は忽ち祭事に影響して行事作法の準繩を誤り、各自の動作をして徒らに支離滅裂ならしめ、甚しきは祭式全體迄も非禮と不敬に終らしむる如き過失を生じないとも限らない。此の故に人々細心の注意は恭敬發露の源泉であると思はれる。彼の至誠の修徳といひ、清潔といひ即智といひ、嚴正といひ、謹慎といひ、秩序を正しうすといひ、豫定の修行といひ、責任を重ずることといひ、時處位を慮ることといひ、忍耐剛毅にして職務に忠實なれと

いふが如きは皆悉く各自が平素の修養の徳を積んで發揮せらるゝものである。されば齋主にせよ祭員にせよ、常に偉大なる信仰を把持し、敬神の誠を一身に集め、従容として迫らざる態度を養ひ、十分の注意を自己の職務に拂ふ時は、期せずして各人の徳器は輝き其の職責を全からしめ、其の祭事を全ふすることが出来るのである。

第八章 神祭と禮典學

第一節 諸祭式研究法

我國の禮儀には武家禮は格別。宮中年事の諸儀禮には一として其の徳化の表はれてないものはない。此の徳化は神代の神々等から神武以降歴代世々を通じて世界各地の元首に求むるもあらゆる英雄聖賢に對比するも決して見るべからざるもので、實に我が神皇の徳化は偉大である。

彼の泰西に於ける「キング」とか「シャナ」とかいふ語を見ると、多くは侵略的な武力闘争の意味を含み、我國語の「すめらみこと」に對比して、如何に其の光徳

の根底深きかがうかがはる。かゝる道徳國君子國の感化に依つて養はれし神社の祭禮は何時までも恭敬觀念の行きわたらぬ處はない。例令ば宮中の神嘗祭に來桓を採つて祖先を祭り給ふが如き、其の作業と禮容とに徴し見ても、深く、親み敬ふといふ恭敬心が、十分美しく現實せられてをる。

所謂徳化なるものは此の恭敬心の社會化したもので、此の恭敬てふ觀念が形容舉動に現はるゝときが、則禮儀である。此の恭敬の禮容は、父子の親より衆人に及ぼし、國家に及ぼし遂に社會化して、建國の基礎となつたものである。それ故我國の神祭には此の恭敬の觀念が十分に現はれて、神社禮典と成り、神祭第一の祭式なるものを成したのである。是を以て我が行事作法の源泉は、一に恭敬といふ我國に於ける最も高き道徳が、最も親しき祖先に向つて溢れたものである。即ち如何なる行事作法も溯源すると、唯一に恭敬の二字が中心となつてをる。然かも神祭禮は、恭敬心を中心として更に幾多の高尚なる道徳觀念が現はれてをる。かゝる道理であるから、神祭禮を科學的に研究せんとするには、倫理、歴史、宗教、哲學、法制、心理、社會學、古考學、神話學、農學、

審美學、語學といふような、補助學科迄も修めなければならぬのである。其の一二例を舉げて見ると、神嘗祭に用ふる稻の如き、此の稻は、農産物であるから植物學農學地質學等の研究を要し、祝詞作文は、道徳宗教歴史語法學を要し拜揖の禮は、社會學法制宗教道徳學上の智識を要し。鋪設裝飾には、審美學占考學社會學上の智識を必要とする。また座作進退の禮節の研究は、哲學心理學道徳宗教歴史學等を研究する必要があるといふ風に、神祭禮は其の中心は唯一の恭敬心から成立つて居つても、其の經過し來つた經路、及び二千何百年間の歴史沿革變遷進化の智識を集めて攻ふる必要があり、其の要所々々に就ても分析的攻究を要するのである、猶又社殿と禮の關係を論ぜんとすれば、日本の神社建築は世界建築の如何なる系統に屬するかを考へ之に要する建築學の智識を必要とする。日本神社の建築は則印度系でもなく、希臘系でもなく、南洋系でもなく、北支那系に屬してをるといふのには、言語學や社會學や地理學人種學等の智識を必要とする如くである。是に於て將來は、各専門の攻究を統合し、始めて神祭禮典學なるものが出來てくる。吾人須らく奮勵して此の地位に達す

べく促進せねばならぬ。本書は此の主要部たる道徳宗教並に社會學歴史學上から、部分的に古來の儀式を分解し、これが解釋を試みたに過ぎぬ。此の故に神社祭式研究は將來の最も多望にして、十二分に努力の價値が存在するのである。従來の神祇史は大概整つたけれどまだ神祇地誌は出來ないといふ有様である。神祇史があつても、神祇地誌がなくては神祇出現の所在や、神生發展の經路や其の系統と分布、勢力の消長が明かにならない。今後の神社や神道界には實に斯の如き新研究を要求して居る。吾人が大正聖代の新文明を飾らんとする禮典學も、將來の事業として殘されてをるのであるから、斯界は、如何にも多忙の秋であるとおもふ。

第九章 禮典研究資料

禮典研究上其の主要なる書目を知ることには最も必要なる事柄である、今參考として斯道大家の指示せるものに同人の考案を加へて一表を作り、聊か初學者の手引たらしめんことに努めた。

禮典學研究科
目及び其の參
考書表解

(其の壹)

(一) 朝儀

- (一) 西宮記(源高明撰著) (二) 北山抄(藤原公任撰著)
- (三) 江家次第(大江匡房撰作)
- (四) 貞觀儀式(藤原氏宗撰作)
- (五) 內裏式(藤原冬嗣撰)
- (六) 建武年中行事(後醍醐天皇御撰著)
- (七) 公事根源(一條兼良著)
- (八) 袖中抄、御代始抄(同上)
- (九) 宮中儀式略(民友社)
- (一) 禁秘抄(順德天皇御撰著)
- (二) 禁省日中抄(後醍醐天皇御撰著)
- (三) 故實叢書
- (四) 有職故實辭典(加藤貞次郎著)
- (五) 有職故實(森林太郎著)
- (六) 有職故實學

(二) 朝實儀

(一) 調度

- (一) 古器考(加茂真淵著)
- (二) 類聚雜要抄(著者不詳)
- (三) 丹鶴圖譜(水野忠央著)
- (四) 貞丈雜記(伊勢貞丈著)
- (五) 近世風俗史(森貞翁)
- (六) 日本風俗史(藤岡平出合著)
- (七) 東雅(新井白石著)

同

(其の貳)

上

(二) 裝束

- (一) 雅亮裝束抄
- (二) 飭抄(源通方)
- (三) 裝束拾要抄(著者不詳)
- (四) 冠帽圖會(辰方)
- (五) 裝束要領抄(義知)
- (六) 裝束集成(著者不詳)
- (七) 裝束寶類抄(同上)
- (八) 桃華蕊葉(一條兼良著)
- (九) 裝束圖式(不詳)
- (十) 故實叢書
- (十一) 三條裝束抄 (十二) 裝束甲冑圖解(關根正直)

同

(其の參) 上

(三) 武家實家

(四) 官位階職

- (一) 貞丈雜記(伊勢貞丈著)
- (二) 安齋叢書(安齋翁著)
- (三) 今川大雙紙(今川了俊著)
- (四) 宗五大雙紙(宗五)
- (五) 武家名目抄(保己一)
- (六) 國史大辭典(八代早川合著)
- (七) 社會字彙
- (一) 延喜式(藤原時平其他撰著)
- (二) 職原抄(源親房)
- (三) 百寮訓要抄(一條兼良)
- (四) 冠位通考(正明)
- (五) 國史大系中公卿補任の全部
- (六) 武家職官考(水本成美著)

同

(其の四) 上

(二) 殿社字舍

(三) 武具調書

- (一) 大内裏圖考(光世著)
- (二) 大内裏圖(廣前著)
- (三) 輿車圖考(定信著)
- (四) 風關見聞圖說(源宗隆著)
- (五) 神道類聚名目抄
- (六) 殿舍建築(關根正直著)
- (七) 社會字彙、神社建築史、(伊東著)
- (八) 建築辭典(前出)
- (九) 日本風俗史、近世日本風俗史、
- (十) 故實叢書 有職故實(前出)
- (一) 本朝武器考(君美)
- (二) 武家名目抄(保己一)
- (三) 武器考證(貞丈)
- (四) 甲冑圖解(關根正直)
- (五) 故實辭典(前出)
- (六) 武家調味故實(著者不詳)
- (八) 祝詞講義(鈴木翁)
- (十) 料理物語(不詳)
- (七) 延喜式(祝詞式)
- (九) 厨事類記(著者不詳)
- (十一) 宮中儀式略

結 論

宇内萬國に冠絶せる我が立憲國の名譽と萬世一系の皇威を世界に輝かしつゝある、日本帝國は、今や大正第一期の新文明を現出せんとして、政治に軍事に實業に宗教にあらゆる方面に、新天地を開拓してをる。然るに此の文明の根柢たる神祭式禮の教育、尙此等に關する科學的研究や普遍的學理の未だ全からざるは、實に遺憾とする次第である。惟ふに明治維新の改革は、我國民をして、國家生活の意義を沒了せしめ、日本國民の一大特色たる禮節の破壊せられたものも少くはなかつた。けれども我が皇室におかせられては、是等の禮典をば町重に維持せられたるばかりでなく、明治大帝の如きは、新に國禮朝儀祭禮の儀範を制定したまひて忠良なる臣民の慶福を増進せられ大に禮教を鼓奨し益々禮容の形式と内容を發揮せられたるは國民の無上光榮とする所である。然るに世間一般は其の形式的規範に習ふに急にして、其の精神的內容に精からざる爲め、或は神祭一局部の形式のみを抽象して、直ちに風教には資せんとし、以て其の

効果を疑ふ學者さへ現れたるは、殘念の至りである。是必竟禮教の本義を體得せざるに基因するものと考へ、取敢へず其の禮教の根本に溯り、禮の源理と内容を研究するために必要なる、材料を取捨し之を講説したるものが本書である。更に明治天皇の大御心を拜察すれば一國の禮典は、報本反始の聖範を示し給へるもので、其の意義のいよ／＼廣きと共に我が社會風教の改善や社會の各事業における國民生活上に、此の禮教を普及せしめ皇祖皇宗の宏謨を紹述して報效の誠を盡さしめんとするの聖意に他ならぬ。されば神社祭禮は吾人の日常生活に意義あらしめ、國民をして大御心に添ひ奉るべきやう心懸くるとも、益益之を研究修練して大正新世の文明を現出し、國民の品性を向上發展せしめねばならぬ。かくて其の任務は、唯だ單に一神官職や教職ばかりでなく、苟も國家教育の任に當れる教育者を通じ、要路の爲政者等が努力にあることゝおもふ。幸にも上に爲政者の鞭撻があり、下には有爲なる教育者がある遠からずして悦ぶ可き新象の現出すべきことは火を見より明かである。要するに神社祭禮の前途には將に赫々たる光明を發つて居る。加之將來に於ける科學的神典學の進歩

に伴ふ禮典の實行家や練達の士が續々顯はれて其の新智識と經驗とを儀式の土に十分に發表せられ。彌々巧みに善美なる作法を應用せらるゝことゝおもふ。

神社祭式原理并に應用 終

神道講話 (附録)

第一節 日本國民の精神生活

惟ふに古代に於ける日本國民の精神生活は惟神敬祖の教風に據つて意義あるものとなり。祖先崇敬の禮容と國民的生活とが常に一致し調節して、須臾も離るべからざること論ずる迄も無い。然らば此の權威あり禮節ある眞醇無我な精神生活は、如何なる修養の下に實現せられたものであるか、又斯の如き單純なる生活を現時の社會生活上に應用して最有效なるものとするには如何なる方法に據るべきかである。

由來我國民の精神生活の根義は、敬神の觀念に涵發したる所謂感謝的生活であり、報本反始の誠意に基く獻身的生活である。抑も此の報本反始と云ふは、我民族祖先の刻苦奮闘と苦心艱難とに成れる偉功殊勳を忘れず。子孫臣民たる吾人の日常座臥に其の事蹟を追懐し、絶えず自省しつゝその本始に復歸し反省し、

念々絶えず祖先の恩恵を思ひ、先人の功德に報謝するのである。之れぞ我が報本反始の誠意であり信實々情であり日本固有の精神的生活である。されば報本感謝の生活は、單に日本國家として必要な許りてなく、吾人個々の一身上に就ても重要な事柄である。然るに激烈なる社會風潮の爲めに、各自の精神を動搖せられ若くは世事に熱中する餘り。動もすれば人生本來の目的を忘れて、岐路に陥り、自己の身分位置や境遇等を忘れ、所謂脚下に火燃え鳥飛ぶに心附かぬことがないとも限られない。徒らに末節にのみ拘泥して、根幹を忘れ根柢を破壊し去る如きことが、生じないとも云へない、否社會には往々かゝる事態を生ずるのが常である。恁る場合には假令國家の事でも個人の事でも、側面から觀察すれば大小の相異こそあれ詰り同理であるから頗る注意を要する次第である。然らば我が民族祖先の精神生活が果して如何なる状態であつたかと思ふに、極めて質素純朴であり、頗る着實であり勤勉なるものであつた。大凡世界の史上に於て其の國民の風俗が華美贅澤に流れるやうになると勢其の國民は慢柔情弱となり、遂には他國の爲に征服せられ、異族民に侵略されて、國家の滅

亡となり、人民は四離五散の悲境に陥ることは、古今に免れ難き事實である。曾て今上天皇の御製に 年々に我日本の榮行くは勞しむ民のあればなりけりと謠はせられしやうに我國が建國以來、年と共に隆運を致し進歩發展に越きつゝあるは實際此の質素勤勉の氣風が然らしめた結果である。近い譬へが我邦に於ける新年即ち御正月の嘉辰は、上下士民の均しく慶賀すべき目出度大切な祝日である。通常の例を以てすれば、此の祝日には山海の珍味を列べ集めて、酒池肉林の樂みを盡す譯であるが、之れに反して正月元旦には最も眞面目の間に、野菜昆布の粗食を寄せ、極めて質素なる器具を用ひて、表には門松注連繩の古飾を施し、家族悉く靜寧にして謹慎なる中に和氣霽然として宛ら古神の天降の如く數日を送るのである。古句にも元日や神代の事を思はるゝとか實に高天原の面影や神武創業の簡古な美風を回顧せしむることである。此の元旦に際した感想は、單に國家の昔を追懷する情意にのみ止まらず、神代ながらの敬神の遺風神祭の儀式を其儘に、三方譲り葉、鹽鯛と、質素にして古風奥床しい風情が、當しく一年の改新せることを意味し、而かも吾人蒼生をして宇内到る所同風な

る太古の状態に返らしむるのである。然し乍ら世界の大部分は絶えず新陳代謝して居つて何時迄も昔の儘の状態では居ない。又國民一般の實際生活とも、爾かく單純なる往古の状態では居られない。日に月に益々煩多となり複雑となり至難となつて行く、それ故吾人は益々奮勉努力して、祖先の經營や苦心奮闘の跡を想ひやり、愈々向上發憤して此の國家を助長し發達せしめなければならぬ。是ぞ所謂惟神の要務であり、祖國本來の精神生活である。

第二節 日本の地位と精神生活

抑も祖先を崇敬し報本反始の誠意を致し、惟神なる道德生活を遂行する道は吾人國民が精神修養に俟たなければならぬ。吾々は更に如上の精神修養を講ずるに先立つて、聊か國民の反省を促したいと思ふ。それは我國が挽回世界の一等國に班列し、英米佛等と聯合し、横暴なる獨逸を敵にし雄を一方に振ひつゝあるのは、當しく我國が列國に見るべからざる國民を有し、義勇凜烈犯すべからざるものゝあるが爲で、是れ皆我固有の日本の精神即ち日本魂の賜であらうと

思ふ。試に我國民から此日本の精神を抜き去り、帝國六千萬の子民が盡く歐米の思想に囚はれたるものとして、我國の位置如何を考へたならば、實に寒心に堪へない次第である。假りに物質的計數を以てしても、我國は陸軍に於て尙獨露に及ばず、亦海軍に於ても米國と競争し難いことは何人にも争ひ難き道理である。果して此儘で行つたならば東方の米國には壓迫せられ、西方なる獨露の意を迎へなければならぬことは火を視るよりも明かであり、其の結果は一等國の列から降つて、更に二三等國となるは免かれがたい運命である。是等は眼前に最も見易い事柄であるが、事實に於ては必らずしも然らうて無く、能く一等國の列に居つて、獨露米の強大國と對抗し得る所以は、即ち我國には彼國に有せざる貴重の日本の精神があるが爲である。之を以て優に物質的の缺陷を補ひ得らるゝのである。此等のことは既に日露日獨の兩戰役に於て、十分に證明せられたことと、之れ以上に説明する必要はないとおもふ。而かも我國民の精神たる日本魂が國家國體の尊嚴に如何なる關係あるかは、此の一事を以ても悟らるゝことと。此の大精神のみは業に既に日本國民の大部分に能く了解して居ること

と信ぜらるゝ。然るに吾人が此の機に於て、更に精神生活を鼓鑿せんとするは我國の物質界にも精神界にも尙不十分の點があり、國際間の競争は日に益々激甚を加へ之に對する我國の準備は、須臾も忽諸にすべからざるものある爲である。現時の内閣が外交調査會を以て、戦局終期の死活問題を解決せんとする上に、陸軍は廿五師團増設案を提げ海軍は八十八艦隊を編成して職を一舉に賭せんとする現状こそ、最も簡明に我國の位置を物語るものである。一時的の争議は如何様にも決せられようけれど、帝國の物質的勢力が、近々數年の間に爾かく偉大なる増進を爲し難いことは、誣ふべからざる事實である。此時に當つて日本固有の大精神は年と共に銷磨せられ、我が物質的缺陷を補填して、列國と對抗する所の原動力が月と共に陵夷すれば、帝國の位置は不幸にして、下り坂に向はなければならぬ。此の如きは吾々が國民と共に、寸時も甘受し難きこととてありて、吾同胞は全力を擧げて物質的發展を企圖すると同時により貴重なる固有の精神を振起せんことを期せなければならぬ。曾て明治天皇の御大喪に際して、乃木將軍が殉死せられしことは他の關係に於て如何なる議論のあるに

もせよ。其の日本固有の醇精神が未だ銷磨し去らなかつたことを海外に示したると共に國民に對して精神的重大警告を與へたことは、何人も否むことが出来ない。吾々は當時將軍の死を評して、日東帝國をして九鼎大呂よりも重からしめたりと云つたのも、偶然ではあるまい。然し乍ら茲に吾人が物質主義崇拜者や西洋思想に盲従の不可なることを主張するは、單に此種の便宜論に基づくのではなうて、更らに奥深き根柢のあることで、吾人の主張する所は何事にせよ極端は弊害ありと云ふにある。吾人は彼の極端なる軍國主義を恐るゝと同時に、極端なる物質主義を恐るべき理由がある。吾人の平和主義は最善なる中正を保つに在る。一の極端なるものを以て他を排してはならぬ。今後の國民が物質主義と享樂主義の甘味に酔ひ日本主義の舊衣を、脱して泥土に附し去つたならば、先憂の士は同胞の爲に、警鐘を撞かなければならぬ。吾人は是に至つて乃木將軍の犠牲の益々偉大なりしことを知るのである。

願ふに現時の日本國民は一時の僥倖とも云ふべき成金主義の甘きに酔ひ、固有精神の衣冠を脱して、禮義道德は地を攘ひ、皇國の精華をば泥土に附し去らん

どしつゝあるのは事實である。然かも混沌たる社會の潮勢は、容易に日本的精神に復せしめない。それで吾人は、國民精神の修養を講ずる順序として先づ深く精神の中核を探究し、其の多面なる外圍と表皮を剝き取つて十分其の根幹を培養せんとするのである。然して後に始めて、國民が精神生活の意義あり光輝あることを會得すべく惟神の道を実現することゝならう。彼の乃木將軍の殉死は、精神的生活の最高調に達した一大靈的光華と認むべく、此の靈光の發現に對して、尙未だ斯道の眠滅せざりしことを、歎ぶものである。苟も斯道の絶滅しない限りは、御國體の萬世の不易にして動かざること證明せられ、國運の隆昌と國民の元氣に阻喪なきことを透察するのである。いてや吾人は精神修養の本源を討ねて其の涌出せる精氣の何物たるかを檢點しよう。

第三節 精神修養の徳目と清新の意義

抑も我國民の精神修養惟神の道を修め日本臣民たる最深の自覺を完うするにあらず。此の本邦特殊の國民性や國體觀念の自覺は、吾人が精神生活を爲し、根本

反始の誠敬を致して、報恩感謝の生活間に世界優秀なる皇國の精華を宇内に發揚するにある。然し乍ら吾人の精神状態たる心の居据りは、居は氣を移すといふ譬の如く、時間と空間即ち其位置に因り、時機に因り、場合に移り境遇に應じて、恒に變化するものである。本居翁の歌にも「動くこそ人の真心動かぬといひて誇らふ人は岩木か」とあるは此事である。吾人は此の心理心狀に基いて、或は人格を高下にし人徳の有無を明かにし、種族を明かにし之に因つて日常の行為行動を律する事が出来るのである。故に古今の英雄聖賢偉人哲士は先づ以て各自の修養綱目を定め、根本精神の基礎を堅くし、各自が日々の行為に就て細大の意義を省慮し、以て大體の目的を示し、其の實修に便益あらしむるのである。彼の儒道に於て、天地人の三才を説き仁義禮智信の五常を定めたる如き、さては佛教の十戒、モーゼの十誡、フランクリンの十二徳目等の如きは、孰れも此の主旨に基いたものである。殊に本邦に於ては古來列聖の聖勅に據り、神祖の大教に據つて、惟神の大道を示され、國民皆之れを基礎とし、尙ほ敬神恭敬の誠を以て、日常日々の行為を致し、養神厚生の術を講じ、處世治國の法を

案じ、修身齊家の理を究め、義勇奉公の實を擧げ天壤無窮の皇運を扶翼し奉つて居る。然れば教育勅語や戊申詔書や軍人勅諭中に發表せられた徳目中には明かに清誠敬信忠孝義勇等の字義を示され、又神聖列皇の御教憲中には、敬神忠君愛國の要義迄も宣明せられある。此の敬神と云ひ、誠信と云ひ、忠孝と云ひ、愛國と云ひ、義勇と云ふ如き字義は、皆悉く吾人の精神生活を營むべき、修養の基礎に資せられたものである。國民行爲の諸徳を網羅し、其の心性を涵養するに最も有效なるものである。中にも敬神愛國の字義は、國民生活の最高至清なる所に存し、其の根本心性たるや殆ど清の一字に歸すると云ふも決して過當ではない。又其れ以下の諸徳も悉く、清明なる心裡に基くものと認めらるゝ。元來此の清の文字は水の青さを意味してゐる水の青さは朝祿りなす澄渡つた水である。明煌々たる鏡の如く正水の澄み渡る時に、皎々とした明月の之れに映ずる如く、心裏澄洞として一點の汚濁なき場合に必らずや神靈は宿さるゝのである。それ故に平素心念の清き者は能く觀神の性を有し自然に神域に達する徳を具へて居る、人心の澄明なること、明鏡の如くてあれば神魂絶えず麗らから

あり透明であるは、なほ碧空に一朵の雲翳なきが如してある。其所に一の毛塵なく一の暗影なく、往くもの來るもの、皆其色彩を明かにし其形狀を美うし、光音風影盡く其真相を現ぜられるのである。殊に清明なる心底は冲虚である。冲虚なるが故に能く事物を同化し他を包容することが出来る。能く事物を同化するが故に萬能悉く此に具はり、能く他衆を包容するが故に萬現萬象總てを此に攝取せらるゝのみならず。其の氣に邊涯なく其の身に胸壁のなきが故に。賢才は招かずして來り、福徳は求めずして聚る。天佑之れを保ち、天慶之れに降り、美祿は又之れに加はるのである。

然れば清楚にして清新光明なる境域は神々の宮殿であり。之に反して闇黒汚穢なる境地は災厄惡魔の巢窟である。しかも清新なる光輝の照す所は人心の眞底を探照せしめ、魔王忽ち影を潜めて、心機を善美ならしむる。社會の善美は必ず光明界に行はるゝに反し、人世の惡事は必ず闇黒界に行はれる。人の遺傳や習癖に因つて不善の惡醜に浸みたる汚穢の念は清く神々しき禊祓の神事を受けなければ、皎潔正明なる本然の性に復することが出来ない。神道の祓式や佛敎

の灌頂護摩や、儒教の夜間靜座や、耶蘇教の洗禮や、今日の調心靜座調息は各各字義を殊にし、方式を異にしてゐるけれども、其の究極の目的は、孰れも吾人々類が本心の冲虚を欲し、清澄を望む爲に他ならぬ。即ち神皇の一體天人の合一の妙境や君民の一徳神人合致の眞趣は全く茲に存するのである。古來我が神祭行事に行はるゝ齋戒清浴の法は、心身を清淨にして神明に奉事し之に應酬するの道である。吾人國民が日夜、此の齋戒を怠らなければ常に能く心身の強健を保たるゝのである。所謂我が敬神と修身とは、此の義に於て合致して居り。衛生と養心とは元來一途であることが分らう。彼の衛生上の主旨は、身體を強健ならしめ清潔を尙ぶに在る。吾人にして身體を潔くし血液の流動を壯にし、新鮮なる空氣を吸ひ、滋養多き食料を攝り、閑雅なる居宅に住み、清新なる風光に接する時は、心身は常に強壯であつて、天壽を全うすることが出来る。由來我國民は清潔を尙び不潔を忌むの風がある。之れ日本民族性の一大主要なる徵證である。けれども現時の精神界は、果して純潔であらうか。光嚴天皇御製にも祈る心わたくしにては岩清水濁り行く世を澄ませとぞ思ふとある。實にや

清康潔白なる國民の心事は天地の公明を表證するものである。神社に仕ふる神官職や官公吏議員等一般公職に在る者は云ふ迄もなく、凡て社交上にも處世上にも國民を通じて必ず遵守すべきは此の心狀である。翻つて現時の風潮を察するに。滔々として私利、貧慾を事とし淫風華者に趁せつゝあるのである。吾徒が斯界に對して一大廓清を叫び、唯神の道を鼓奨せんとするは之れが爲である。慙の風致の廓清や社會の改善は、人々各自が勇猛なる精進と自省と克己に在る。此の精進といひ自省といひ克己といふは先づ以て吾人が敬虔的觀念と摯實なる性行に俟たなければならぬ。若しも吾徒をして神人同一體の靈境に達せしめたならば、忽ち心念の清明なること恰も、皎々たる月光の如く、心事の高潔なることは、滿天に輝く星輝の如してあらう。

第四節 精神修養の徳目と誠信の字義

そこで誠信の誠は、言偏に成の合字であつて「マコト」と訓んでゐる。邦語に所謂眞心であり。赤心であり。言行ともに眞實なることである。人間の眞心より發

した言葉は、必ず行はれ、真心から出てた行ひは、必ず達げらるゝものである。人心誠意の沸き出るや、血となり涙となつて溢れ、天下の人衆をして熱涙を絞らせ眞血を迸らすものである。御製に「天地も動かすばかり言のはのまことの道をきはめてしかな」と詠まれたのも、此のことである。又誠は一心の徳であり、一筋の心である、金剛の一徹であり、貫通の一路である。心念の焦點であり。氣力の集中である。孔子の所謂吾道一以て之れを貫くの義である。又誠は精進であり、精氣であり、精力である。其の通ずる所には必ず熱を起し、其の感ずる所には必ず火を起し、其の感ずる所には必ず火を發するのである。即ち誠は精神の凝結したものである。彼の東山天皇の元祿十五年に、吉良義英を殺して淺野長矩の仇を復したのは、義士四十七人の赤誠である。日露戦役に於ける廣瀬中佐の戦死も、湊川の戦に於ける楠正成の戦死も、悉く國家の爲に忠誠を献げられたものである。古人の精神一到何事か成らざらむと謂ひ、陽氣發する所金石亦透ると謂つたのは、此の誠の實現することを述べたものである。更に云へば人々の至誠は衆徳の根源であり、萬喜を爲すの基礎である。人の徳

行は誠に依つて結晶せられ、惟神の大道は、神人至誠の發露に外ならない。此の大道を實踐窮行せる國民に因つて、始めて精神生活を現實にすることが出来るのである。於是乎社會上の生活は、吾人國民の至誠に依つて成り、之を以て其の地位を保ち其の人格を向上する事が出来るのである。之れに反して誠意なき人間は、恰も人爲を以て作製した造花の人形のやうで、毫の生氣も特色も無いのである。殊に誠なき偽善は底なき桶の如く。靈能なき偶像の如してある。所謂仁は誠に依つて光威を保ち、義は誠に依つて妙香を發つものと思はれる。明治天皇の御製中にとりくゝに造るかざしの花よりもほふこゝろの誠をぞおもふと讀まれたるは此のことである。誠は中庸に所謂天の道であり、之れを誠にするが人の道である。我國民にして至誠の結晶したる者を神性と云ひ、此の結晶せる至誠に發露したる道を神道と謂ふ。人生の光明は誠意に發り、誠意は光明を表はし、兩々相俟つて、斯の道始めて全しと稱せらるゝ。「思ふこと思ふがまゝ言ひいづるをさなごゝろや誠なるらむ」とある御製を拜しては誰か否み奉るものがあらうぞ、此の故に吾人は眼に、見ずして章かに身を動かさずして變

じ、無爲にして成り、無息にして生くと云ふも誠なるが爲めである。しかも神人一體の至誠は、國家社會の現象を豫知し、豫測すべきが故に、神の如しとは謂ふのである。天徳を有する人の誠意は能く人性を盡し物象を謁して天地の化有を贊し、天地の徳澤に參し以て惟神の道の本義を明らかにすることが出来る。次に誠信の信は人言を意味したる文字である。吾人の言語は常に正眞を尙び、虚偽を卑しむる人々の虚言は徳を偽り信用を害ふのである。此の眞といふは實意であるから、實意なき人言は信じてはならぬ、行爲は信に因つて美しく、業務は信に因つて成就し、神祖は信念に因つて加護あらせ給ふ。人の信用は親近を來たし、人の疑惑は疎遠を致すのである。信念は吾々に安心を與へ、疑心は暗鬼を生ぜしむる。人にして若し信義なきときは、何を以て世に處することが出来よう。信は無限に通じ又無窮に達する、信は能く形なきに視え、能く聲なきに聽かる。吾人の心眼は能く千里の外に明かに、心耳は聴くして、天女の樂を聽かる。若しも吾人にして信實なくば、神もなく聖もなく、彼もなく我もなく、實在なく顯象あるなく、精神生活なく、社會は宛ら罪惡のきこ化する

であらう。吾々にして、限りなき眞心を、世に止めんとするには、大和言葉の證契を以てし、言靈の幸ひを以てし貴賤老少口々に相語り相傳へ、前言往行永へに存して忘れざるものである。信を以て事物を證明し信に依つて境機を契はるゝ、若し事理に證する所なく、情境に契ふ所がなくば、何を以て天命を樂むことが出来ようぞ。書契は吾々をして、錯なくして能く千古の源を遡らしめ。學證は吾人に、翼なくして能く蒼穹の奥をも探らしむる。即ち證なき信は迷信であり、契なき信は虚妄である。迷信は人をして盲聾ならしめ、岐路に惑はしめ、虚妄は人をして悖徳ならしめ、魔窟に陥らしむる。實に吾々の慎むべきは信の一字である。於是か一信萬古を照らし、一疑萬象を滅する。信仰は人を光明に導き、疑惑は人を暗路に誘ふ。信は心を攝め、氣を鎮め、妄想を斷ち、邪念を拂ふ。眞我炯然として、心身を照徹する秋、天柱挫け地維裂けんも、吾に於ては泰然たるべく。順逆の境機一生の浮沈、假令眼前に迫るとも、吾に於ては優然たるべし是己れを欺かざる大自信なるに由るのである。然も信定まるや、山を動かし、海を翻へす。此れ山の輕きに非ずして、信の重き故である。海の

小なるに非ずして信の大なるが爲である。堅信は克く死者をして蘇生せしめ、確信は克く病苦を癒やしむる。之れ天地の精氣が、翕然として神州國民の信念に聚るに由る、信は又相約し相守る所である。信は相互の責任である。彼の約を守るは、我に約を守るを望むが爲て、我の約を守るは、彼の信を要するが爲である。信用は社交の基礎通商の本義である。故に信用なき者は親友なく、不信の行爲は商事を妨げる。相互の信用は社交を温め信用の發達は實業の繁盛を來す所以である。

そこで信用も要素は誠實を主とし、然諾を重んずるに在る。否斥を斷するに在る。是非を明答し曲直を審判し、可否を即決するは信用の第一歩なのである。無を有と飾り、假を眞に装ひ、不可能を約し、不可を望むは、信用を失ふ所以である。信用は義に依つて決せられ、勇に依つて實行せらるゝ、人にして信なくば以て禽獸に異る所がない。「言の葉の上にはほひて床しきは人のこゝろの花にぞありけると明治天皇の御製あるは、即ち信の一字を詠し給ひしものと拜察される。

第五節 精神修養の徳目と忠孝の字義

抑も忠孝の二字は君父にまめやかに事ふる意味で、我が國道德の大本である。而して報恩感謝の生活は精神生活の要義とする所である、例へば地上の草木に雨露の恵みがあれば、禽獸魚貝には自然の養ひある如く、精神的生活には、必ず皇宗神祇の恩寵と慈愛に依て、吾人國民が今日の幸福あるを感謝せなければならぬ。即ち吾人の精神的生活は皇祖神祇の恩頼に對する報本反始の感謝の生活を意味するのである。ことに神皇の恩、國家の恩親師の恩は人生の大恩である。此れに感じ此れを謝するに、子弟たるものゝ本分であり、國民たるものゝ義務である。乃ち敬神忠君愛國孝親の美風は、此の報恩感謝の誠意生活を、事實的に表彰したものである。夫れ眞に然り併し乍ら此の報恩の極致は、一身の犠牲に在り、精神の奉獻に在り、報本反始の誠意に依つて、其の生活の本来に歸へるに在る。此の身を殺し此の神心を捧げ誠意眞實を盡すに在る。之れを行

ふに誠意を以てせなければ、無意義なる報恩感謝である。此の感謝の一念は實に斯道の玉條であり精神生活の金聲を稱すべしである。然して古來我國體に在つては、天皇即ち國家であり國民と國家と天皇とは常に離るべからざるもので、吾君は國家を思ふ所以であり、愛國に君主を思ふ所以である。換言すれば、吾に國民の神祇を敬拜するは、君に忠なる所以で、君に忠たるは頓て敬神の意義と同じわけである、更に忠の字義に吾々の口と心、即ち言葉と行ひとを一貫し、忠實なる一心を以て君に奉事するのである、世の忠義を口にして、心に不忠を懐くものや、人言を食み二心を狭むものは大に反省せなければならぬ。そこで孝は親子の關係である。親は一家の主宰者であつて、祖宗を代表し、一家を經理し、子女を教育する任務がある。故に子女として家恩を感ずるは、親に孝なる所以であり、師恩を感じ、師父に敬事するは父母に孝なる所以である。子弟にして業を勵み學に勉むるは、孝道の發端で、家名を擧げ、家門を隆ならしむるは、孝道の終局なのである。而かも孝道の要たる、幼にして親の心を安んぜしめ、長じては親の身を養ふに在る。孝の字義は子の身を以て老ひたる者を上

に負ふを象つたものと思はるゝ、而して一家庭の大なるものが一國で、國民の家長が君主である。是に於て我邦の忠孝は、元と一本である。即ち孝の心を以て、君に仕ふれば忠と成り、忠の心を以て神に奉ずるが敬である、孝と忠と敬とは其間必ず一致したものである。由來我が國民の精神は、敬神忠君の觀念と愛國孝順の情に富み、幾多の忠臣義士は、斯の帝道を遵奉し、斯の國體を擁護して、吾人に龜鑑を示して居る。其の殊勳ある者は神社に祀られ、或は國史に事績を留めて居る。茲に吾人が忠孝の大義を鼓獎して敬神崇祖の觀念を熾にし、其の本元に報謝せしめ、此の神恩皇德に對する感謝的誠意を竭して、本節の情神生活を實現すべく、希望して止まないものである。

第六節 智勇の意義

そこで智勇の二義であるが、智には、本來、智慧、智能、明智、理智、聖智と各々其趣を殊にしてゐる。けれども此等は皆等しく智である。即ち智は人々の才能や明識を意味したもので、所謂智慧は天才を意味し才智は無邊無量なるも

のである。人々の智能は固有なる本能力を發現したるものであり、明智は練磨せられざる眞智であり、理智は理性の智識であり、理法の攻究から形成したものである。して慧才は境機に觸れ、事物に接して、其の精銳と妙趣とを發現するのである。智能は性來特質に成り、天職の定まる所各其の長を察し其能を發揮するものである。明智は良心をして、意志を支配し、社會事物の是非善惡を判定し一人をして賢明ならしむる。理智は能く條理を窮めて事物の真相を洞察し、因果の關係を明かにし得失利害を標章し、博識の人たらしむる。ことに人間の智慧は精銳犀利を欲し、圓轉滑脱を要する。明智は澄徹透察を欲し、周到緻密を要する。機才は縱横にして輕妙なるべく、叡智は俊敏にして普遍でなければならぬ。而して聖智は正覺から生じ、正覺は正念を發する。正念は心鏡の清澄に因るのである。心鏡の清澄を望まば、常に心齋潔祓を行ひ、刻苦精進して、心裏に深染したる薰習を蕪ぎ、以て痼疾の惡癖を醫せねばならぬ。凡そ人智には天賦なるがあり、性來なるものもあるが、畢竟は精神修養の效果に外ならないから、各自の修養と練磨の如何に依つて、之れを能く啓發し助長せしむ

る。又之が子孫に遺傳すべきとは言ふ迄も無い、而かも普通一般の智識と常識とは何人でも學習と經驗とに因つて、修得することが出来る。然るに當今の我が國民状態を見ると、單に學校教育の方面にのみ、新智識の吸集に熱中せらるるやうであるが、一般の家庭や社會に對しては未だ充分の進歩を認められないのである。殊に家庭に於ける新舊知識の相違は、常に家政の統一調和を缺き、社會多方面に於ける常識の缺陷は、至る所に認めらるゝ、而して人間智育の啓發は社會の進達上に最も必要であるが、現時の學校及社會教育の如く、智育に逼進して道德觀念が伴なはなければ、世に徒らに巧智と邪智との跋扈となり、私利利益の競争のみ激甚となつて、終には斯道の衰滅となり、茲に澆季に赴かんとする。能く之れを制して國民の弊風を刷新するのは、獨り斯道の新鼓吹に依つて、神州的生活の意義を自覺せしむるの他は無いのである。そこで現時の日本國民をして、社會競争の劇浪と戦ひ、世界に優秀なる國民性を發揮せしめんとするは、勢ひ勇猛なる意志と、剛建なる觀念とを必要とする。勇の一字は強を意味し、剛を意味し、雄を意味し、壯を意味する。之れ即ち天行の健なる

もつて、所謂不動の心、自強不息、勇猛精進なるべきである。之れを一天萬乗の至尊に對し奉れば、大なる哉乾元、天を統べ天を御し、天行の健にして、天位の無窮を意味し。之れを君子に比すれば、終日乾に自ら強めて息まず、而かも不動の一心は明王となつて、大威力を體し、火焰利劍を具し、勇往邁進會て倦退なく、我御世のごと能くこそ神習はめ青人草習へやとあるごとく撓み意るべからざることである。於是國民剛毅の徳は、理義を決し、事務を行ふに在る。因循にして決せず、柔弱にして爲すことなきは、志士の愧づる所である。惡を捨て、善に遷り、義を視て勇を鼓し、情實を打破して正理に就かねばならぬ。人間にして義憤なきは、辛味なき蕃椒の如しである。宜しく剛直にして勇敢ならねばならぬ。人生若し磐石の道に横はるものあれば、懦者は見て行路の障害となすも、勇者は以て進路の楷梯となし、常に毅然として立ち、機に澄んでは猛然として進むのである。誘惑爾に迫らば斷乎として之を排し、情氣汝を襲ふ時は、自ら呵して奮ふ可きである。寧ろ瓦となつて全からんよりも、玉となつて碎かるゝを期せねばならぬ。先帝の御製に山を抜く人の力も敷島の大和心ぞ

基なるべきとあるは、蓋し如上の勇氣を鼓舞し給ふたものであらう。しかも國民豪邁の意氣は、以て器局の大なるを示し、膽力の偉なるを表すのである。彼の氣宇偏狭にして、小事に齷齪たるが如きは、鎖國時代のことで、世界の大國民を以て任ずる、現時の日本國民が意氣てはない。古今の英傑や東西の偉人は、吾々の好模範として、其の言動に準り、大に氣骨を鍛ひ、大なる度量を涵ひ、以て膽は斗の如く、氣は虹の如く常に英邁潤達の氣風あらんことを望む。故に國民として、名を後葉に垂れ、功を萬代に遺さんと思はゞ、須らく個體の志を抱き、夙に冒險の圖を企てねばならぬ。然も慎重にして無謀の舉に出せず、精細なる調査を基礎とし、雄大なる壯圖の爲めには、一身を捧ずる底の眞勇あるを尊ぶのである。東洋黄金窟に幽居せる國民は、人跡絶えし深山幽谷に分け入つて、猛獸毒蛇と闘ひつゝ、探鑛冶金の天祿を擅にし、以て天下の福跑を増進するも宜しく、又海國男子の面目として、貿易風の起る所黒潮の流るゝ邊、遙に海外遠征を試み、國家萬年の長策を樹つるも可なりである。抑も我邦は古來細戈千足の稱ある如く、敬神と尙武の志氣は、未だ宇内に其比

を見ざる所である。之れ即ち我國民の眞勇あるを認むる所以で、我皇祖傳來の三種の神寶の中に、草薙神劍あるは、正しく眞勇の天徳を表示せられたものである。所謂勇の用は、激發して勇猛となり、平靜にして沈勇となる。沈勇の徳は堅忍である。堅忍とは、堅固忍貞の意で、事に當つて急騒ならず、輕佻ならず、不撓不屈、持重して搖かず。しかも寂然として動ぜざるを意味する、而かも能く困苦に耐へ缺乏に耐へ、毀譽褒貶を忍び、恰も寒中一本の篠が、降り積もる雪霜の、重荷に耐へて、遂に挫折せざる如きもの、之れぞ則ち眞面目の勇氣である。

徳川家康の家訓に「人の一生は重荷を負ふて、遠きを行くが如し、急ぐべからず」とあるが、人世に處し斯道を行ふ法は。一步より一步に進みて、一息らず行かば千里の如きも見む」一級より一級に昇りて、踏みはづさぬ様、歩武を締めつゝ、徐行するの他はなし。「雪に耐へ嵐にたへし後にこそ、松のくらゐも高く見えけれ」と先帝の御製あるは、之の堅忍の美績を詠じ給ふたものである、かくては霜を踏んで堅氷に到り、困苦に堪へて始めて、眞勇は表はるゝのである。而か

も武人にして、君の馬前に一命を捧ぐるは易いが、活き永らへて國勢を挽回するは容易でない。之れ即ち貞臣の世に妙き所以であらう、明の供自誠は、靜中動あり、動中靜あるを説き、一靜にて百動を制すべく唱ふるも、吾々は忍中勇あり、勇中忍あるを思ひ、一忍にて百勇を支ふべきを知る。言はゞ勇は唯神の行道、吾々道徳の源動力である、勇氣なければ決して道を行に徳を建て得るものでない、道は如何に高いとて、之れを行はねば徳を成すことは出来ない。山中の賊は破り易くも、心中の賊は退け難く、精神生活は自然にして容易なるが如きも、之れを實現せんとするには頗る障蹟が多い。於是か孔子は克己復禮を説き、「ソクラテスの知行合一を説き、斯道の敬神尚武を説き、精神生活の向上發展を説くも、要するに意力の修養の一に歸するのである。意力の強盛なる時は、精神凜然として勇氣を發し、天地さながら鏡の如く、山の如く、一物一指も浸染し能はざるのである。吾々の心地にして、泰澄悠然として追らざる富嶽の如しあれば、如何て妄感邪念の萌すべき餘地があらうぞ。勇は又精力となり、氣力となり、體力となり能力となつて、事機の緩急に蒞み、必要に應ず

ることが出来る。之れを蓄積せずして、妄りに消耗し放散するは、愚痴であり痴狂である。之れを蓄積するは恰も強弩の滿を持して放たざるが如く、激勢の中を支へて流さざるが如く、精力の内に盈ちたる時は、外物の侵すべきなく、氣力の内に盛なる時は、外侮の加ふべきなく、體力の己れを衛るときは、以て能く彼の勢を制することが出来る。しかも能力の我に豊かなるときは、彼の長をも使役せらるゝ。以上説く所は僅かに修養の綱目に就て、其の要義と効用とを示した迄に過ぎない。惟ふに清新と云ひ誠信と云ふは吾々精神生活に要する敬神養徳の根本觀念であり忠孝とは吾々の家國に奉ずる、國民精神の發露であり、智勇は斯道を鮮明にし、精神生活を實現すべき所以である。之れを統轄して見れば、即ち徳と智と勇と三者に歸着される。此の三者の關係を観るに、徳は智に依りて明かになり、勇に依りて行はるゝ。勇は又智に依りて正しく、徳に依りて尊く、智は又徳に依りて清く、勇に依りて表はるゝ。そこで徳の義は得である。道より生ずるもの之れを徳と云ふ。吾々が是に精神生活と稱するは、即ち敬神崇祖の大義に根據したる、道徳的の生活である。此の生活を健全なら

しむるには、國民精神の修養と徳操の蘊蓄に俟たなければならぬ。故に如上の徳を廣義に解く時は、智も徳であり勇も徳である。三徳一體となつて、神道始めて全く、人徳初めて備はり、精神生活は初めて成る。今之れを神器の靈徳に對し奉ると、神鏡は智に配して明を示し、神璽は徳を擬して誠を表し、神劔は勇に充て、武を現はすものである。以て學生教育の道も、軍隊教育の法も、國民修養の基も、精神生活の源泉も、此の神器の靈徳を以て標象とし聖鑑とするならば、依て以て必ず充分の効果あるを信ずる。若しも明鏡の内に誠がなければ、國民の智能を啓發するに道なく、寶珠の門に藏するものなくば、同胞の徳器を成就するに難く、利劔を心に磨かなければ、臣民奉公の實を奏することが出来ない。要するに我國民教化の良法は、力めて簡明であつて明確ならんこととしかも現實なるを尙ぶのである。我が神器の高貴にして、威靈を具へ給ふ事は其の僅に三體を以て、天地萬徳を表彰するにある。その意義も亦頗る簡約であつて、最も現實的である。故に普遍的にして最も深刻なる印象を國民各自の心理に與ふることが出来る。若し幸ひに六千萬衆をして、此の現實的確なる要

旨を體得し日常の精神修養に資するならば、所謂惟神的生活を實現するに於て、其の效果の顯著なるべきを確信し切に同胞諸子の實行を促して止まないわけである。

附神社崇敬の意義

抑も一般國民の神社參拜や又は學校生徒が氏神祭日の禮拜や、或は外人の伊勢神宮參詣、其他普通の或る神拜の如きは、其都度各人が各社の神域に接すると、特に皇祖大廟の地を踏むとを問はず、必ず森嚴にして崇高なる、靈威に觸れて、不言不語の間に自から皓潔なる靈化に浴するものである。此の神社參拜に於ける。多くの國民と生徒は、其の目的が幾かに個人の願望にあるとか、又は單に要路の示達を形式的に行ふに止まつて、殆んど參拜の實を無意味ならしむる。さては外人の參宮にしても、僅かに遊園觀光の目的にしか過ぎない有様であるが、吾々の稱ふる神社の禮拜は、其の偉人憧憬に發したると、祖先崇敬に出たると、觀光遊覽に基くとを問はず、各人の對象する神祇より受くる靈化は、格

段の異同あるを認めないのである。しかも神域に接觸するごとに同一回と、其度數の加はるに従つて、益々神威靈象を深くし、遂には何人の心地に於ても、必ず神嚴にして清新なる靈的感化を蒙るものである。爲めに各人の心神を一洗して、所在邪念妄想を攘ひ罪惡汚濁の念を脱し、不覺神聖爽快を誦はしむるは、千萬人一樣である。吾々の嘗て神都に滞在するや、全國の男女が、日々踵を接して參集するを認め、又各地の學童が春秋の佳季に、續々參拜するを眺め、而かも自から朝夕の禮拜を怠らなかつた、嗚呼神さび立てる老杉古松の間、滾々として流れ出づる、五十鈴川の水、其の清きこと明珠の如く、常に數多の參拜者に向つて、均しく人心の汚穢を洗滌せしめ、一日として其の効力を空しくしない。又參拜者の神門に近くや、必ず襟を正し姿を調へ、恭敬尊崇の態を以て禮拜跳伏拍手を重ねて退出する。夫の敬虔にして慎重なる態を目撃する毎に、我が國民の日常の生活に對し、一舉一動斯くの如き誠念と、斯の如き態度あるべきを要望せしむるのである。本節に所謂精神的生活の眞意は、實に人民が神前に接した刹那の誠信即ち皎潔にして崇高敬虔なる心意と行狀とに基いたるもの

ある。而して外人の夫婦相携へ、意氣揚々宇治橋を渡るや、忽ち戰捷奉賽の巨砲を視て、我國威の神嚴なるに愕き。徐ろに神苑に進むや。神代以來幾千年経たらん老樹古木に再び膽を消し、頓て廣前に舉手注目を了ると共に、左顧右視して壯美なる神域を稱し、參宮者が恭敬の眞面目を讚美して止まぬのである。此の皇祖の神靈に對して、至醇至誠なる情態が、皇室に對し國家に對し祖先に對する國民の禮容であり。而かも千古に不易なる美風を致し、尙ほ天壤と無窮の賓祚を翼扶すべきが、吾々精神的生活の趣旨である、神社參拜の本旨である。故に吾々朝夕の參拜に在つては、先づ内宮天照大御神の御殿に膝折伏せて、天地と共に天日嗣の御榮とを壽き奉り國家の安泰長久を祈請し、つぎに山田原に座す豐受姫大神に額突きて、皇祖皇室の大御饌の朝夕に豊かならんを願ひ又國産民業の隆盛にして堅磐常磐に豊かならんを祈り、降つて吾々一家の文運と、子孫の無恙長運を禱るものである。斯くして年月を重ねる内、最も崇高にして深刻なる靈的印象を吾々の胸臆に刻まれ。何所の地如何なる折に際しても、造次顛沛に消磨せざる大自覺を保ち、身はさながら神域に在り神懷に育まれつゝ、

尊く慕はしく忘れ難き大觀念に起つて現實の生活を報謝し乍ら纒かに緊く命毛を明暮神に任せ奉るのである。此の書き爲す書の幸も光りも、唯一筋に惟神なる大道の爲め、至尊の爲め、國家の爲め、民族の爲め同胞の爲めに他ならない。

10
225

發行所

法文館書店

東京市麴町區飯田町五丁目八番地

不許
複製

大正七年二月二日印刷
大正七年二月五日發行

(定價金七拾錢)

編輯兼
發行者

室松岩雄

東京市麴町區飯田町五丁目八番地

印刷者

長尾正人

東京市神田區中猿樂町十七番地

印刷所

中外印刷株式會社

東京市神田區中猿樂町十七番地

終